

町田市の新公会計制度

2011年12月

町 田 市

第 1	新公会計制度を導入する意義	2
1	新公会計制度導入の必要性	2
2	町田市の新公会計制度の制度設計	2
第 2	財務諸表の構成	3
1	財務諸表 4 表の概要	3
2	財務諸表の作成単位	8
第 3	町田市の新公会計制度の特長	11
1	各部のマネジメントに活用できる単位の財務諸表作成	11
2	個別事業の分析	12
3	日々の会計処理に仕訳を導入	12
4	月次報告	14
5	リース資産の計上	14
6	下水道事業会計の特徴を踏まえた会計処理方式	14
7	資産評価の方法	16
8	市債借入残高の各歳出目への配賦	17
9	会計基準の体系図	17
第 4	会計処理	18
1	新公会計制度支援システムの全体像	18
2	仕訳区分	19
3	公有財産システムとの連携	19
4	建設仮勘定	19
5	決算整理	20
第 5	財務諸表の活用	20
1	決算資料として活用	20
2	予算編成に活用	22
3	各部のマネジメントに活用	23
第 6	財務業績の月次報告	28
第 7	導入準備	34
第 8	行政経営のツールとしての財務諸表	36
別紙	新公会計制度導入のスケジュール	37
参考資料	町田市会計基準	38

第1 新公会計制度を導入する意義

1 新公会計制度導入の必要性

従来の地方自治体の財務マネジメントでは、以下の問題点が指摘されている。

- ① 現金主義会計のもとで、予算の獲得と使い切りに主眼を置いた行政運営が行われている。
- ② 財政状態や経営成績を正確に示すツールがなく、有効な評価が行われていない。

また、地方自治体の会計処理は、単式簿記・現金主義に基づき行われているが、この制度は予算の執行状況の明確化はできるものの、

- ・ 建物、土地等の資産のストック情報が得られない
- ・ 建物や道路等をコストとして認識できない。
- ・ 未収金等に対する不納リスクが見えない。
- ・
- ・ スtockに対する住民の将来負担が見えない。

といった問題がある。

このため、複式簿記・発生主義という企業会計の考え方を採り入れた新公会計制度を導入し、道路や建物等の資産や地方債等の負債といったストック情報、減価償却費等の現金支出を伴わない費用や人件費等を含めた事業のフルコスト等を把握し、的確な財務マネジメントを実践するものである。

表 単式簿記・現金主義会計と複式簿記・発生主義会計の比較

区分	単式簿記・現金主義	複式簿記・発生主義
目的	現金収支の管理・開示	財政状態・経営成績の管理・開示
記録の対象	現金	すべての経済資源・事象 (資産、負債、純資産、収益、費用)

2 町田市の新公会計制度の制度設計

新公会計制度導入に当たっては、アカウンタビリティの充実、マネジメントの強化に資するものとなるよう、以下の点を踏まえたものとする。

(1) 個別の組織、事業におけるマネジメントに活用できること

町田市の財務諸表は、市全体の財政状況を示すだけでなく、組織・事業別に財務諸表を作成することにより、個別の組織や事業の経営成績の点検や説明を行えるものとする。

(2) 市民に分かりやすい財務諸表

財務諸表は、これまで開示してこなかったストックや負債に関する情報等を提供することにより、市民へのアカウンタビリティの強化に資するものであるが、町田市では、広く活用されている民間企業の会計基準に準じた内容の財務諸表を作成し、市民にとって分かりやすいものとする。

(3) 迅速・簡便に財務諸表を作成すること

日々の会計処理を行っている財務会計システムに、複式簿記・発生主義会計の処理機能を追加するとともに、公有財産システム等との連携により、資産情報の管理を行うことで、迅速・簡便に財務諸表を作成し、月次報告や予算編成、事業評価に活用するものとする。

第2 財務諸表の構成

町田市の財務諸表は、貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書及び純資産変動計算書とする。

1 財務諸表 4 表の概要

(1) 貸借対照表

貸借対照表とは、年度末において、町田市が保有する建物・土地等の資産、地方債等の負債、資産と負債の差額である純資産の状況を総括的に表示したもので、過去から蓄積された資産・負債等を明示したものである。

左側（借方）には、資産の部として流動資産、固定資産に区分して計上し、右側（貸方）には、負債の部として流動負債、固定負債に区分して計上し、資産の部と負債の部の差額を純資産の部として計上する。

資産の部

- ① 資産の部のうち固定資産については、事業用資産¹、インフラ資産²、重要物品、リース資産、建設仮勘定、投資その他の資産が該当し、原則として取得価格で計上する。
- ② 建物、工作物等の償却資産については、減価償却累計額を差し引いた金額を表示し、勘定科目ごとの減価償却累計額及び当該年度の減価償却費は、別途附属明細書で明らかにする。
- ③ 未収金、貸付金等の債権については、過去の経験則から徴収、返済可能性が低いものも含まれていることから、過去の徴収実績等により、不納欠損引当金、貸倒引当金をマイナス表示で計上する。

負債の部

地方債を流動負債と固定負債に分けて計上する。その他に賞与引当金、退職手当引当金等を計上する。

純資産の部

純資産の金額及び当期の増減額を示すものとし、純資産の変動については、別途、純資産変動計算書で表示する。

¹ 事業用資産とは、建物、工作物、立木、土地である固定資産でインフラ資産以外のものをいう。

² インフラ資産とは、「都市基盤設備という広範なネットワークを持つ資産」という観点から、道路、橋梁、下水道をいう。

図 町田市の貸借対照表の概要

貸借対照表
(平成N+1年3月31日現在)

科 目	科 目
資産の部	負債の部
I 流動資産	I 流動負債
現金預金	地方債
未収金	短期借入金
税等未収金	賞与引当金
その他未収金	未払金
不納欠損引当金	リース債務
基金積立金	II 固定負債
短期貸付金	地方債
貸倒引当金	長期借入金
II 固定資産	退職手当引当金
1 事業用資産	リース債務
1 有形固定資産	III 繰延収益
土地	長期前受金
建物	
工作物	負債の部合計
2 無形固定資産	純資産の部
2 インフラ資産	純資産
1 有形固定資産	(うち当期純資産増減額)
土地	
建物	純資産の部合計
工作物	負債及び純資産の部合計
2 無形固定資産	
3 重要物品	
4 リース資産	
5 建設仮勘定	
6 投資その他の資産	
有価証券及出資金	
長期貸付金	
貸倒引当金	
基金積立金	
その他投資等	
資産の部合計	

原則として1年基準により流動と固定に分類

未収金、貸付金うち、過去の経験則から徴収、返済可能性が低いものについて、過去の徴収実績等からマイナス計上

事業用資産とは、インフラ資産以外の土地、建物、工作物等
インフラ資産とは、都市基盤施設である広範なネットワークを持つ道路、橋梁、下水道

在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額

資産と負債の差額を表示

固定資産の減価償却

固定資産のうち建物・工作物の減価償却については、別に定める耐用年数に従い、定額法により減価償却を行う。

ただしインフラ資産のうち道路財産については、頻繁に除却や取得が繰り返され、画一的な耐用年数の適用が実態に合わず、また道路全体で一つの機能を果たしていることから、個々の資産を償却するという手法は馴染まない。そのため道路財産については減価償却を行わず、新規に構築した場合を除き更新の経費は費用に計上する「代替法」による処理を行う。

(2) 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、民間企業における損益計算書に該当するものであり、当期に属する費用と収入を計上し、その差額を明らかにするものである。

これまでの現金主義に基づく歳入歳出決算のうち、資産や負債の増加につながる支

出、建物、土地の取得や地方債の発行や償還、基金の積立や取り崩しにつながる支出は行政コスト計算書には計上されず、逆に、非現金取引である減価償却費や、引当金の繰入額等の費用が計上される。

行政コスト計算書は、当期の費用・収入を通常収支と特別収支に分類し、その上で、通常収支と金融収支に分類する。

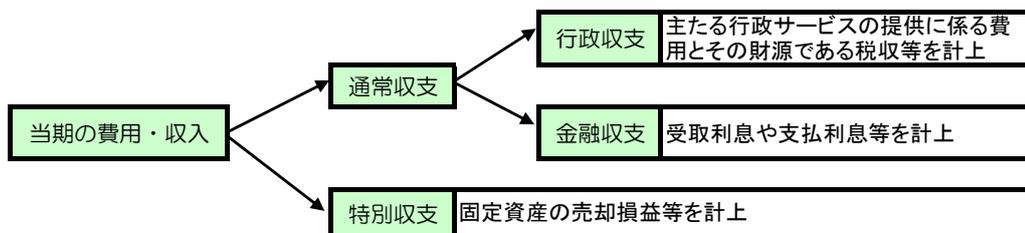


図 町田市の行政コスト計算書の概要

行政コスト計算書		
自 平成N年4月1日 至 平成N+1年3月31日		
科 目		
行政収支：主たる行政サービス活動に係る費用とその財源である税金等	通常収支の部	
	I 行政収支の部	
	1 行政収入	
	地方税、地方譲与税、国・都支出金、使用料、手数料など	
	2 行政費用	
	人件費、物件費、扶助費、補助費等、減価償却費など	
	行政収支差額	
	金融収支：受取利息や支払利息等	II 金融収支の部
		1 金融収入
		受取利息及配当金
2 金融費用		
公債費（利子）		
金融収支差額		
通常収支差額		
特別収支：固定資産の売却等	特別収支の部	
	1 特別収入	
	固定資産売却益など	
	2 特別費用	
	固定資産売却損、固定資産除却損など	
特別収支差額		
当期収支差額		

(3) キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は、当期の現金がどのような要因で増減したかを明らかにするものである。現金の流れを、行政サービス活動、社会資本整備等投資活動、財務活動の3つに区分してそれぞれの収支を明らかにし、収支の合計に繰越金を加えた額を形式収支として表示する。この形式収支は、現在町田市で作成している歳入歳出

決算における形式収支と一致する。

行政サービス活動

税や使用料等の収入、人件費や扶助費等の支出を計上する。

社会資本整備等投資活動

建物や土地等の有形固定資産取得のための支出、基金の積立、取崩しに係る収入・支出等を計上する。

財務活動

地方債や借入金等、将来的に返済義務を負う資金調達による収入及びその償還・返済の支出等を計上する。

図 町田市のキャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書	
自 平成N年4月1日 至 平成N+1年3月31日	
科 目	
行政サービス活動：税や使用料等の収入及び人件費や物件費の支出	I 行政サービス活動
	行政サービス活動収入
	地方税、地方譲与税、使用料、国・都支出金など
	行政サービス活動支出
	人件費、物件費、維持補修費、扶助費
	行政サービス活動収支差額
社会資本整備等投資活動：建物や土地等の有形固定資産取得のための支出、基金の積立、取崩しに係る収入・支出	II 社会資本整備等投資活動
	社会資本整備等投資活動収入
	国・都支出金、基金繰入金、財産売払収入等
	社会資本整備等投資活動支出
	投資的経費、基金積立金、出資金、貸付金等
	社会資本整備等投資活動収支差額
財務活動：地方債や借入金等、将来的に返済義務を負う資金調達による収入及びその償還・返済の支出	III 財務活動
	財務活動収入
	地方債発行額など
	財務活動支出
	地方債元金償還額
	財務活動収支差額
	収支差額合計
	前年度からの繰越金
	形式収支

(4) 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動要因を明らかにする。変動要因の内訳を以下に区分して示す。

- ① 国庫支出金
国庫支出金のうち資本形成に寄与する支出に充当されるもの
- ② 都支出金
都支出金のうち資本形成に寄与する支出に充当されるもの

- ③ 受贈財産受入額
無償で受け入れた資産の評価額
- ④ 資産再評価差額
資産の評価替えによる資産の貸借対照表計上額の増減額
- ⑤ その他剰余金
純資産のうち上記に区分されないもの

図 町田市の純資産変動計算書の概要

純資産変動計算書
自 平成N年4月1日 至 平成N+1年3月31日

	純 資 産					合 計
	開始残高相当	国庫支出金	都支出金	受贈財産受入額	資産再評価差額	
前期末残高						
当期変動額						
資産等の増減						
当期収支差額						
その他の変動額						
当期末残高						

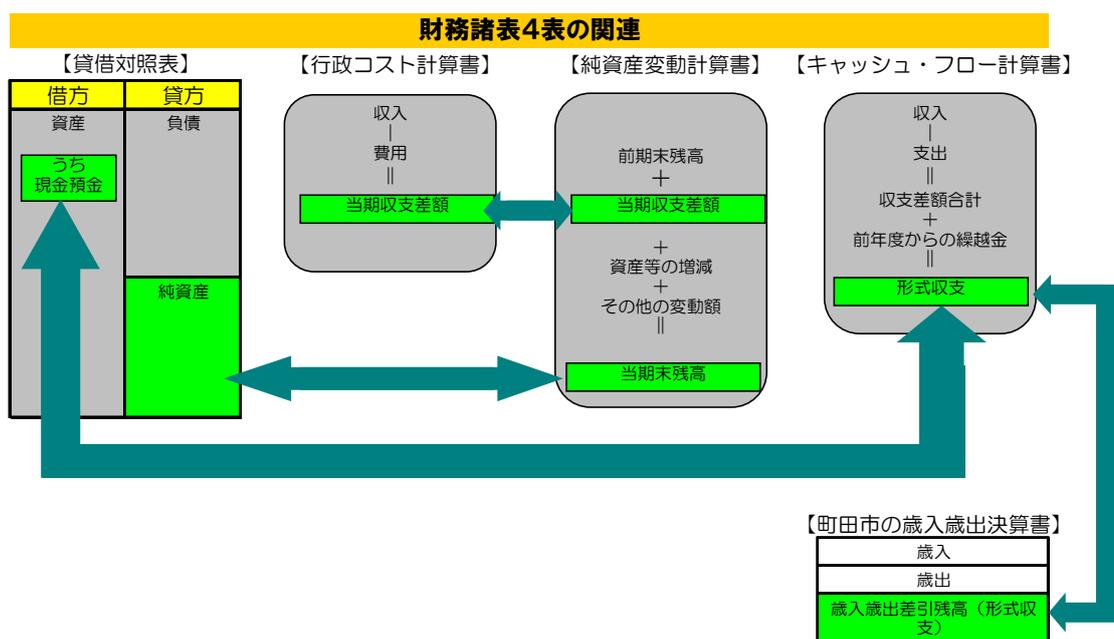
開始時の資産と負債の差額を計上

国・都支出金のうち資本形成に寄与する支出に充当されるもの

無償で受け入れた資産の評価額

資産の評価替えによる資産の貸借対照表計上額の増減額

図 財務諸表の関連



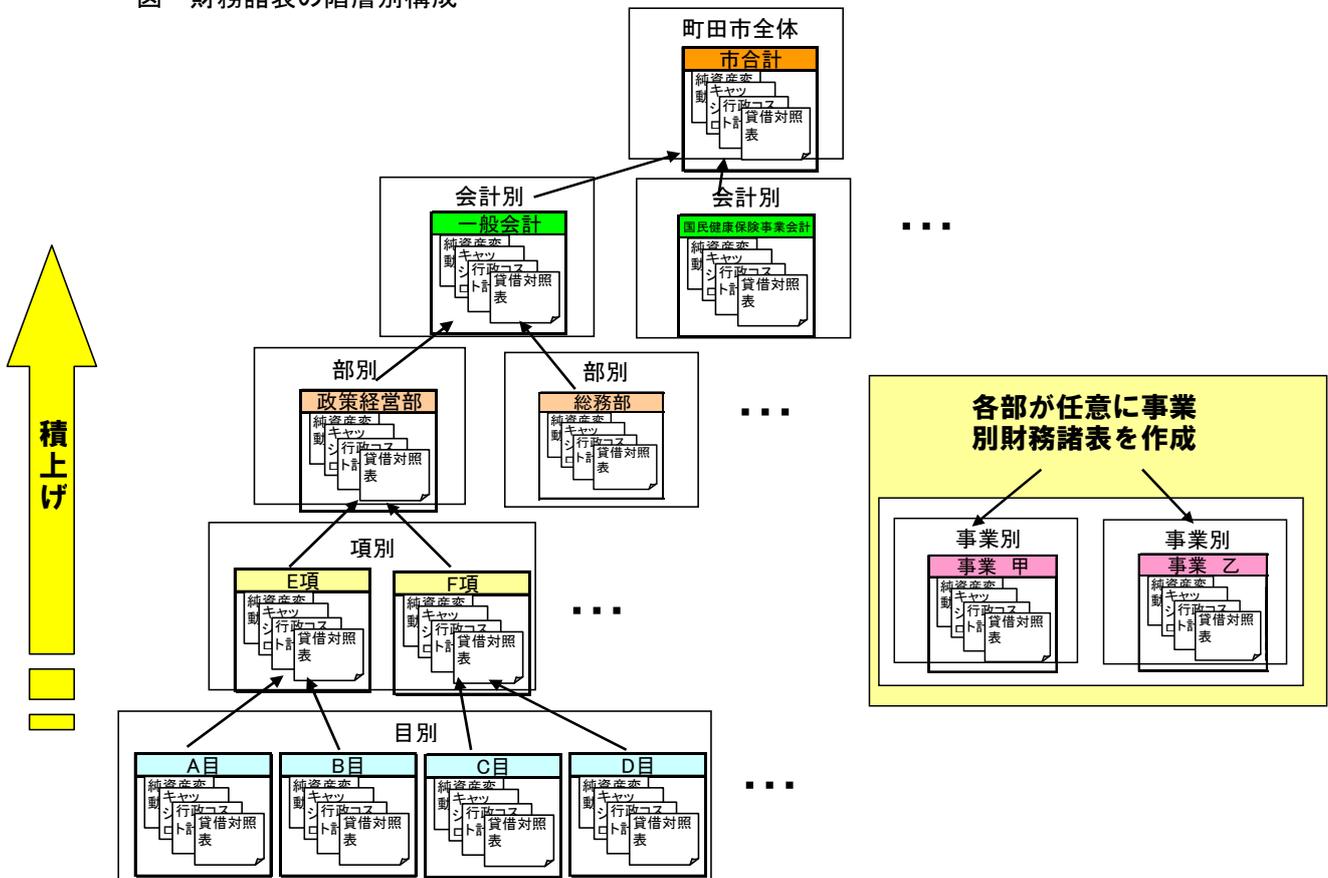
2 財務諸表の作成単位

(1) 財務諸表の作成単位

町田市の財務諸表の作成単位は、会計別、部別とし、基礎単位の財務諸表は歳出目とする。部別の歳出目の財務諸表を歳出項、部別、会計別と積上げることにより、町田市全体の財務諸表を作成し、階層別の分析が可能になる。

さらに各部で個別の事業を任意に設定し、事業別財務諸表を作成し、各部の経営管理に活用するものとする。

図 財務諸表の階層別構成



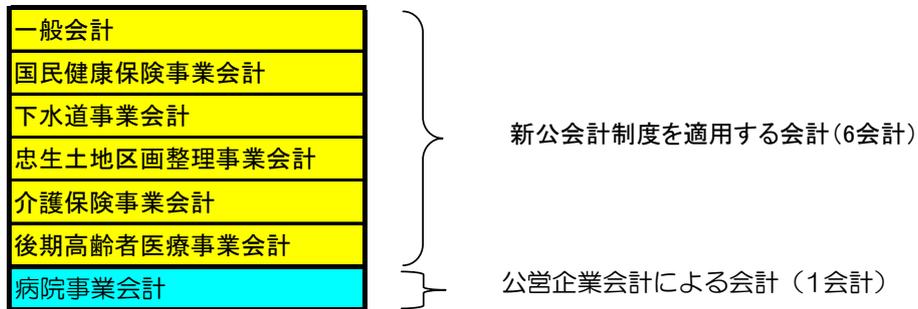
(2) 部別財務諸表

財務諸表の基礎単位である歳出目を部単位で集約することにより、部別の財務諸表を作成する。

(3) 会計別財務諸表

各会計の部別財務諸表を集約することにより、会計別財務諸表を作成する。

図 町田市の会計一覧



(4)町田市全体の財務諸表

新公会計を適用する上記の6会計に、公営企業会計による病院事業会計を加えることで、町田市全体の財務諸表を作成する。

(5)連結財務諸表

行政サービスが多様な主体によって実施されていることを踏まえ、町田市が実施する行政サービスと密接な関係のある団体と、町田市全体の財務諸表とを連結して連結財務諸表を作成する。

連結の範囲は、町田市が他団体と行政サービスを共同で行うため加入している一部事務組合と外郭団体とする。

外郭団体
 町田市が資本金、基本金その他の出資又は出えんの割合が4分の1以上の団体のほか、町田市が財政的援助及び人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしている団体

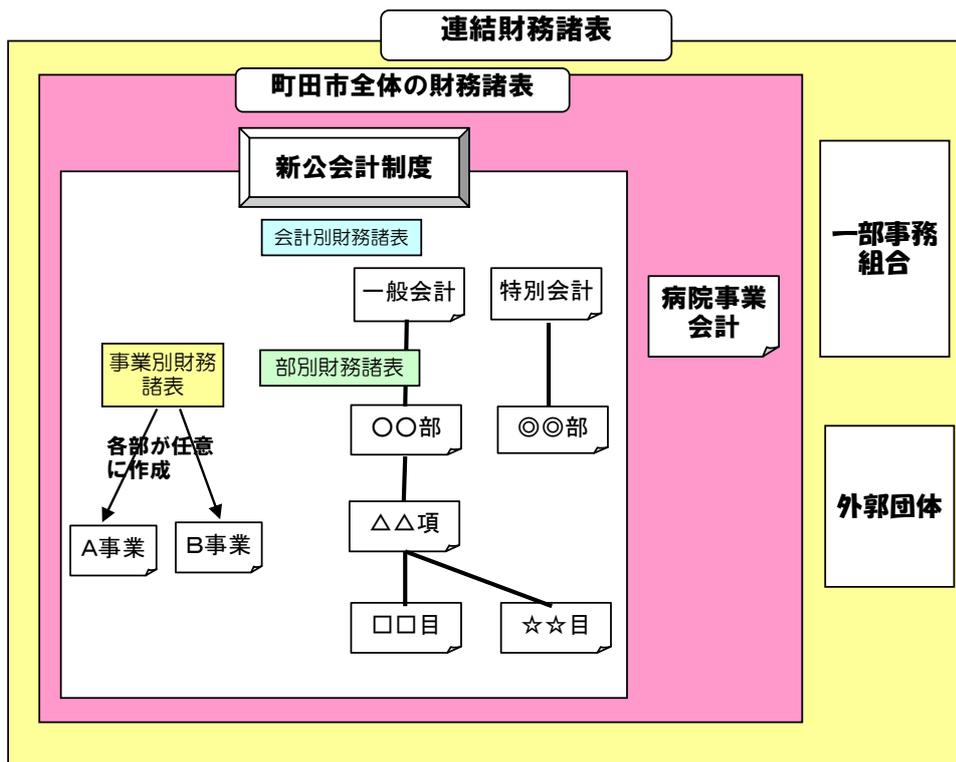
表 連結対象法人の一覧表(平成23年4月1日現在)

区分	法人名等
一部事務組合	東京都後期高齢者医療広域連合
	東京たま広域資源循環組合
	多摩ニュータウン環境組合
	南多摩斎場組合
	東京都市町村総合事務組合
	東京都十一市競輪事業組合
	東京都六市競艇事業組合
外郭団体	(財) 町田市勤労者福祉サービスセンター
	(財) 町田市文化・国際交流財団
	(株) 町田市まちづくり公社
	エルム・スリー管理(株)
	(株) 町田センタービル
	(福) 町田市社会福祉協議会
	(福) 町田市福祉サービス協会
	(社) 町田市シルバー人材センター
	町田市土地開発公社
	町田市リサイクル公社
町田市観光コンベンション協会	

(6) 事業別

各部で任意の事業を抽出し、事業別財務諸表を作成することで、個別事業におけるストックやフルコスト情報を、事業評価や費用対効果の分析に活用していく。

図 財務諸表の作成単位



第3 町田市の新公会計制度の特長

1 各部のマネジメントに活用できる単位の財務諸表作成

町田市の財務諸表は、町田市の全体の財政状況を総論的に分析するためだけではなく、各部のマネジメントに活用できることを主眼としている。財務諸表の基礎単位は歳出目であるが、現在の歳出目は様々な課の経費が混在すること、また人件費が含まれていないことから、各部で財務諸表をマネジメントの単位とした場合、目的別の成果がわかりにくいものとなっている。そのため予算編成の段階で歳出目を、基本的に1課1目に組替え、結果作成される財務諸表が、各課のパフォーマンスを示すものとする。

また予算を財務諸表の作成単位に組み替えることにより、予算と成果である財務諸表と連動することができ、目標と成果の関係を容易に可視化できるものとなる。

歳出目組替のコンセプト
 →歳出目をその課のパフォーマンスを表すものに組み替える。(1課1目を基本に調整)
 →人件費を各歳出目(各課)で計上し、歳出目を人件費を含めた各課の事業費を示すものとして組み替える。

◎現在の歳出目

款	項	目	計上内容
民生費			
	社会福祉費		
		社会福祉総務費	職員人件費(他目の人件費も計上) 福祉総務事務費(福祉総務課) 福祉のまちづくり推進費(福祉総務課) 障がい福祉事務費(障がい福祉課) 生活援護事務費(生活援護課)

1つの歳出目に様々な課の事業費が含まれており、また人件費は他の歳出目の経費も含まれているため、歳出目単位の財務諸表を作成しても、課(事業)のパフォーマンスを示すものとはならない。

◎組替後の歳出目(例)

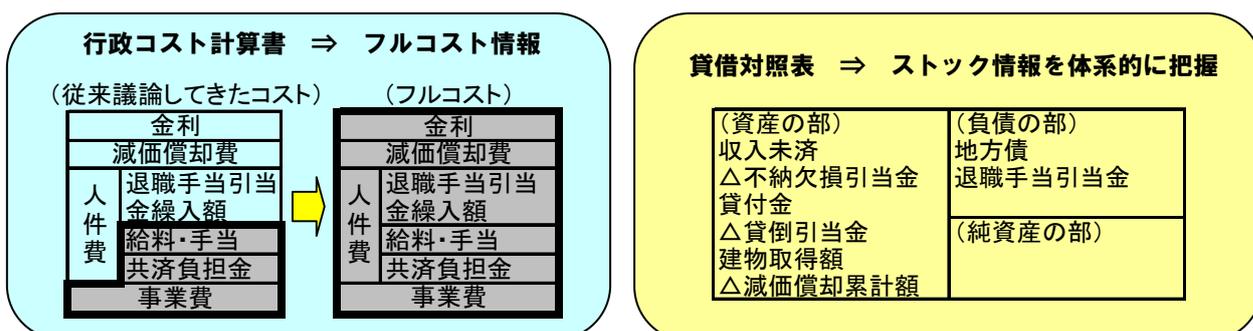
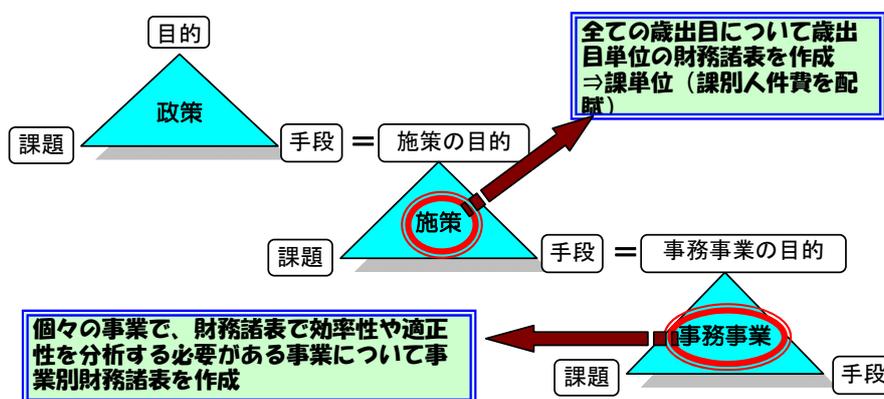
款	項	目	計上内容
民生費			
	社会福祉費		
		社会福祉総務費	職員人件費(当該歳出目の事業費に係る人件費) 福祉総務事務費(福祉総務課) 福祉まちづくり推進費(福祉総務課)
		障がい福祉費	職員人件費(当該歳出目の事業費に係る人件費) 障がい福祉事務費(障がい福祉課) 身体障がい福祉費(障がい福祉課)

各歳出目毎に各課の人件費を含めた事業費を計上し、歳出目別財務諸表が各課のパフォーマンス、成果を示すものとする。

目を課の単位に調整

2 個別事業の分析

各部が任意に個別事業の財務諸表の作成を行うことにより、歳出目という枠組みでは、分析・検証することができない個々の事業についての効率性や適正性を分析し、予算編成への活用や事業の改善、見直しにつなげるものである。



3 日々の会計処理に仕訳を導入

町田市では、発生主義に基づく複式簿記による仕訳を、日々の会計処理である収入の調定時や支出命令時に行うことにより、資産、負債、収入、費用等の勘定科目への記録を現行の会計処理と同時に行う。

このことにより迅速に財務諸表を作成することができ、かつ多様な財務諸表を作成することが可能となる。

また各部で日々の仕訳チェックや財産台帳との照合を随時行うことにより、これまで単式簿記、現金主義の官庁会計に慣れ親しんでいる組織、職員の意識改革を同時に行い、財務諸表の実践的な活用に結びつけていくものとする。

収入・支出時の仕訳の例

収入時の仕訳

市民センター使用料2,000円
 ⇒ **調定時**に、資産(未収金)の増2,000円(借方)
 収入(使用料及び手数料)の増2,000円(貸方) という仕訳を行う。

↓

借方	貸方
流動資産	
未収金	

未収金 + 2千円

行政収支の部
行政収入
使用料及び手数料
当期収支差額

使用料手数料 + 2千円

⇒ **収入時**に、資産(未収金)の減2,000円(貸方)
 資産(現金預金)の増2,000円(借方) という仕訳を行う。

↓

借方	貸方
流動資産	
現金預金	
未収金	

現金預金 + 2千円

未収金 Δ 2千円

支出時の仕訳

清掃業務委託料 80,000円を支出
 ⇒ **支出命令時**に、負債(未払金)の増80,000円(貸方)
 費用(物件費)の増80,000円(借方) という仕訳を行う。

↓

借方	貸方
流動資産	
	未払金

未払金 + 8万円

行政収支の部
行政費用
物件費
当期収支差額

物件費 + 8万円

⇒ **支出執行時**に、負債(未払金)の減80,000円(借方)
 資産(現金)の減80,000円(貸方) という仕訳を行う。

↓

借方	貸方
流動資産	
現金預金	
	未払金

現金預金 Δ 8万円

未払金 Δ 8万円

4 月次報告

町田市では、一会計年度の決算時に財務諸表を作成するだけでなく、新公会計制度を活用した財務業績の月次報告を制度化するものとする。月次報告の内容としては、月次貸借対照表や月次行政コスト計算書、月次残高試算表³を活用した内容とし、月次報告を行うことにより、各部の目標管理を行うものである。具体的には、主要事業の進捗管理や担当者の計数管理の徹底に資する内容とするものである。（財務業績の月次報告の内容については、P28以降参照）

5 リース資産の計上

リース取引のうち、契約期間中途において契約を解除することができない等、その経済的実態が物件の売買と同様の状態をもたらすもの（ファイナンスリース取引⁴）については、その取引実態を財務諸表に正確に反映させるため、リース資産・リース債務を計上することとしている。

6 下水道事業会計の特徴を踏まえた会計処理方式

下水道事業会計における償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計繰入金等については、「長期前受金」として貸借対照表の繰延収益に計上した上で、減価償却に併せて每期収益化し、下水道使用料等の収益と費用との対応関係を明確化するものである。

³ 残高試算表とは、損益計算書と貸借対照表の区別なくすべての勘定科目について、残高のみを集計した試算表である。残高とは、借方と貸方の大きい方の金額から小さい方の金額を引いた残りの金額のことである。損益計算書及び貸借対照表を作成する際のインプットとなる。

⁴ リース期間の途中で契約解除ができないリース取引（ノンキャンセラブル）で、借り手がリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、物件の使用によって生じるコストを実質的に負担する（フルペイアウト）こととなる取引をいう。

◎下水道事業会計において、償却資産を5億円で建設（取得）し、その財源が、地方債2億円、国庫補助金2億5千万円、一般会計繰入金が5千万円である場合

前提条件 ①償却資産5億円を50年で減価償却 ②地方債は30年償還 ③国庫及び繰入金は50年で収益化

◎N年度 下水処理場 貸借対照表

(単位:千円)

流動資産		流動負債	
固定資産		固定負債	
インフラ資産		地方債	200,000
建物	N年度資産取得額	繰延収益	
建物取得額		長期前受金	300,000
△減価償却累計額		負債の部合計	500,000
工作物	500,000	純資産	0
工作物取得額		純資産の部合計	0
△減価償却累計額		負債及び純資産の部合計	500,000
土地			
資産の部合計	500,000		

長期前受金 3億円 ⇒ 【国庫補助金2億5千万円＋一般会計繰入金5千万円】を長期前受金として繰延収益に計上

N年度→N+1年度

◎N+1年度 下水処理場 貸借対照表

(単位:千円)

流動資産		流動負債	
固定資産		固定負債	
インフラ資産		地方債	N+1年度の元金償還△6,600千円【30年償還】 193,400
建物	建物取得額	繰延収益	
△減価償却累計額		長期前受金	294,000
工作物	500,000	減価償却に伴い6,000千円を収益化	487,400
△減価償却累計額	△10,000	負債の部合計	487,400
土地		純資産	2,600
N+1年度の減価償却費【50年償却】		純資産の部合計	2,600
資産の部合計	490,000	負債及び純資産の部合計	490,000

◎N+1年度 下水処理場 行政コスト計算書

(単位:千円)

行政収支		
行政収入		13,000
使用料手数料	28,000	
分担金負担金	2,000	
長期前受金取崩益	6,000	
行政費用	15,000	
人件費	1,000	
物件費	2,000	
補助費等	2,000	
減価償却費	10,000	
金融収支		△6,000
通常収支差額		7,000
特別収支		0
当期収支差額		7,000

減価償却に合わせて6百万円を収益化

1千万円の減価償却費

減価償却費10,000千円のうち6,000千円については受益者負担(使用料)によらない部分

N年度に5億円で取得した償却資産については、N+1年度に1千万の減価償却費が発生しているが、減価償却費のうち補助金や一般会計繰入金に相当する部分(受益者負担を求めない部分)の6百万円については、収益化することにより、受益者負担額である使用料との関係を明確化するものである。

7 資産評価の方法

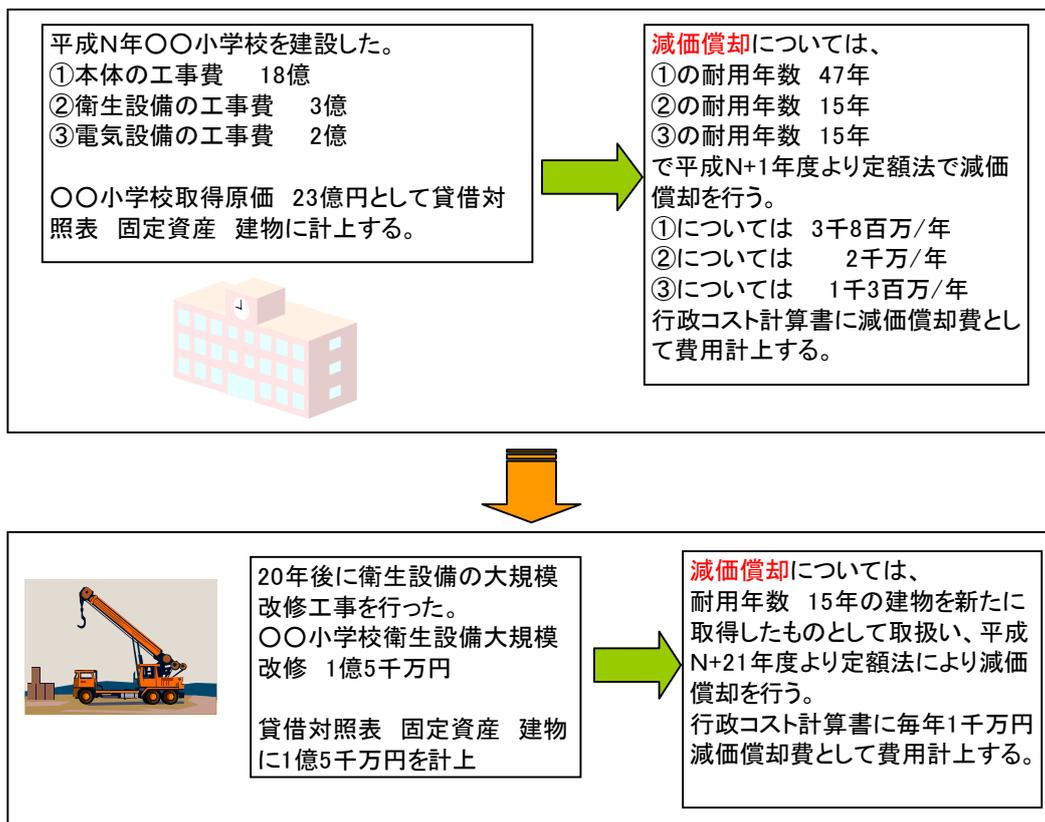
(1) 取得原価主義を採用

町田市では、固定資産の評価は、金額が客観的であること、民間企業も取得原価主義であり一般的であること等の理由により取得原価によることとする。

また資産取得後に大規模改修工事等当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すような支出がなされた場合は、既存の建物等と種類及び耐用年数を同じくする資産を、新たに取得したものとして取扱うこととする。

建物や工作物等の償却資産については、資産ごとに税法基準に準じた耐用年数を設定し、定額法により減価償却を行う。ただし、建物附属設備については、建物本体とは耐用年数が異なるため、本体とは別の耐用年数により減価償却を行う。

取得原価による資産計上と減価償却の例



(2) 売却可能資産の表示

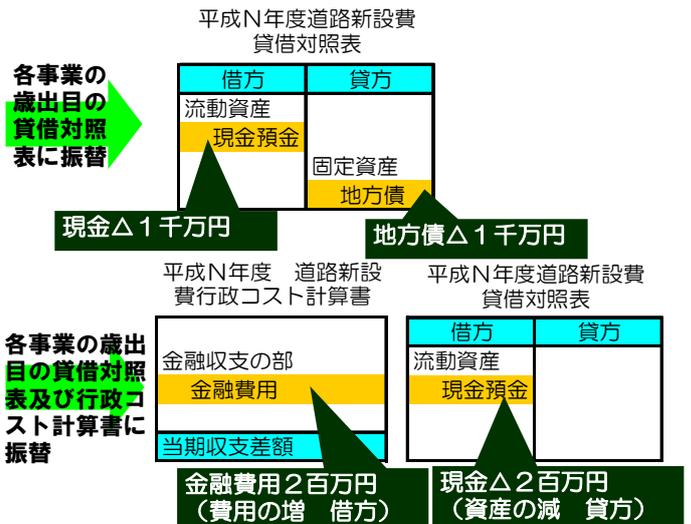
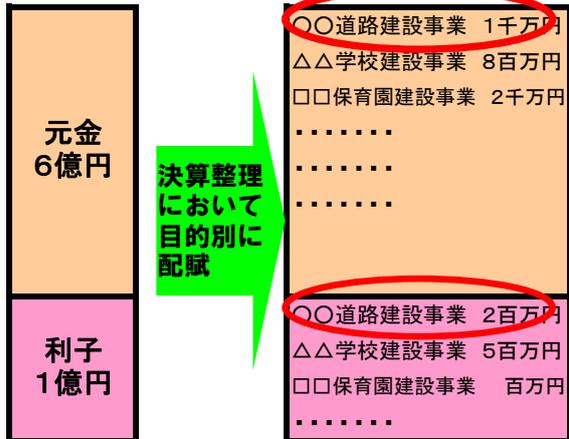
町田市では、公有財産のうち、現に公用又は公共用に供されておらず、かつ将来的にも利用の見込みがないものについては売却可能資産とし、固定資産評価額等の時価評価を行い表記することとする。

8 市債借入残高の各歳出目への配賦

市債の借入額、公債費として一括で支出されている元利償還額について、決算整理時に財務諸表作成の基礎単位である各歳出目に振替を行い、当該歳出目の貸借対照表において計上してある資産との対比を可能する。

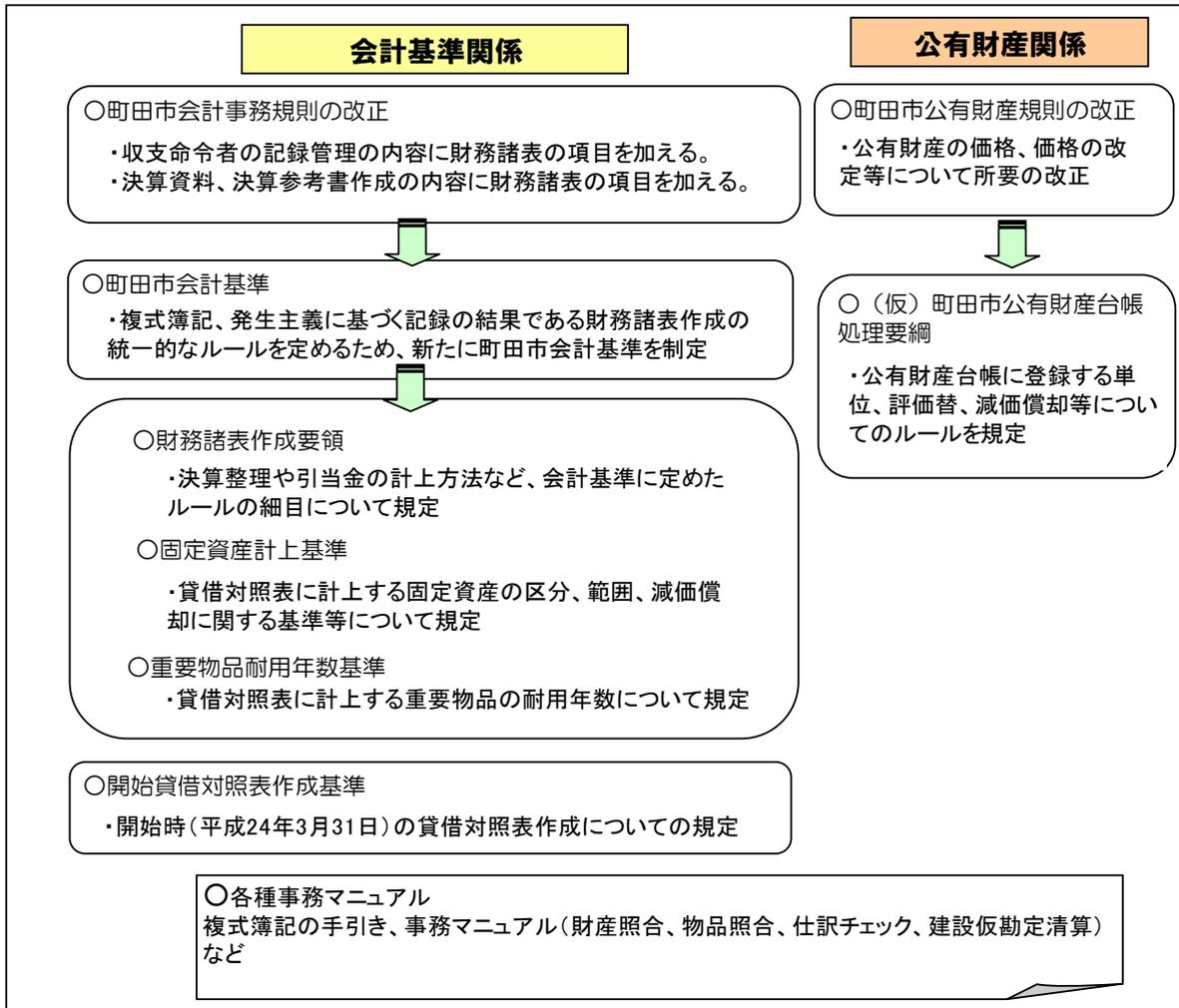
平成N年度元利償還額

○公債費にて一括支出



9 会計基準の体系図

財務諸表の正確性と信頼性確保のため、町田市の財務諸表作成における統一的なルールである町田市会計基準を新たに制定する。その他公有財産規則等を改正し、資産の価格や価格の改定についてルールを定める。

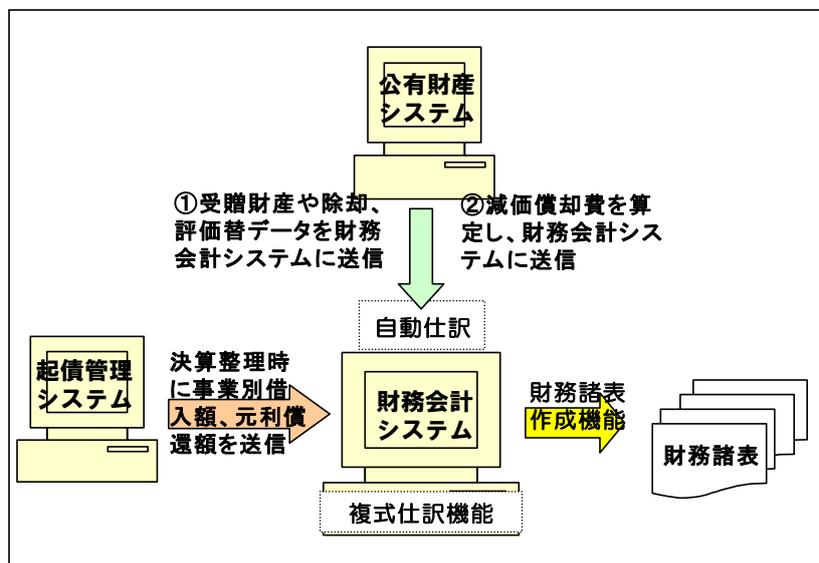


第4 会計処理

1 新公会計制度支援システムの全体像

町田市では、歳入歳出予算の執行管理を行う財務会計システムを全面的に更新するのではなく、既存の財務会計システムに、複式機能を追加するための改造を行う。また他システムとの連携においては最小限の改造によりデータ連携を行う。

図 システム全体像



2 仕訳区分

日々の複式簿記による仕訳は、仕訳区分により、仕訳情報を登録するという方法で行う。仕訳区分とは、収入の調定や支出命令の内容に応じて起こりうる仕訳を予算科目に応じて、あらかじめパターン化したものである。職員が財務会計システムにおいて、歳入の調定や支出命令の業務を行う画面に表示される仕訳区分のうち該当するものを選択することによって、自動的に複式仕訳の情報が記録される仕組みとする。

図 支出時の仕訳区分の例（節：委託料）

節・細節	歳出仕訳区分	支出命令時の仕訳		支出執行時の仕訳		キャッシュ・フロー科目
		借方	貸方	借方	貸方	
委託料	物件費	PL物件費	BSその他未払金	BSその他未払金	BS現金預金	行政サービス活動支出・物件費
委託料	維持補修費	PL維持補修費	BSその他未払金	BSその他未払金	BS現金預金	行政サービス活動支出・維持補修費
委託料	扶助費	PL扶助費	BSその他未払金	BSその他未払金	BS現金預金	行政サービス活動支出・扶助費
委託料	資産形成支出(建設仮勘定となる)	BS建設仮勘定	BSその他未払金	BSその他未払金	BS現金預金	社会資本整備支出・投資的経費単独

委託料の支出命令を行う際、当該支出がどの取引に該当するか、仕訳区分の中から選択する。

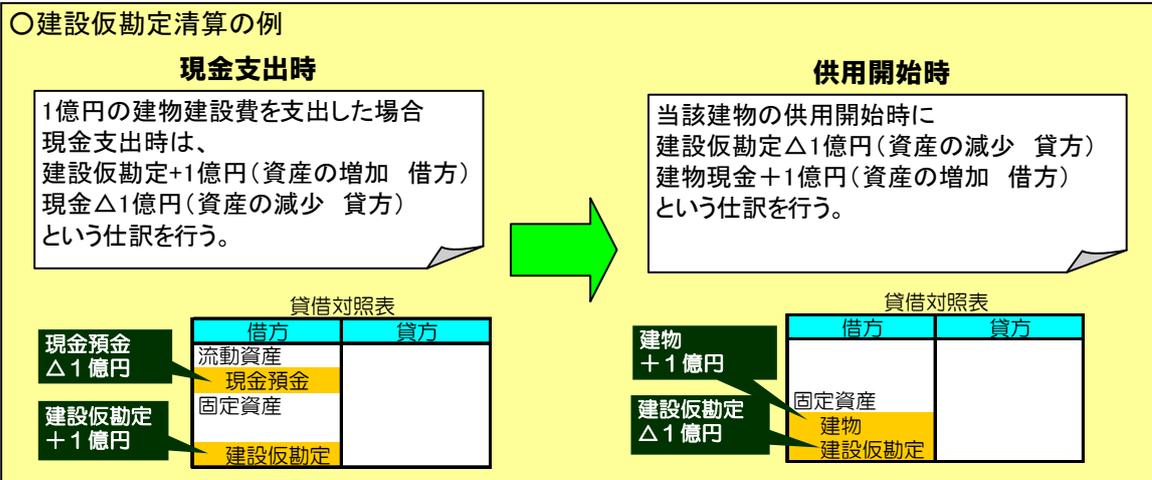
3 公有財産システムとの連携

資産計上に係る取引のうち減価償却、除却、寄贈等現金の支出を伴わない資産取引については、公有財産システムにより記録された取引額を財務会計システムに取り込み、貸借対照表上の各資産勘定科目の残高を更新する。

現金の支出を伴う資産取引（建物整備費、用地購入費等）についても、公有財産システムの資産残高と財務会計システムの資産残高の照合を行い、データの整合性を確保する。

4 建設仮勘定

建設工事等固定資産の形成につながる支出については、供用開始までの間は、貸借対照表の建設仮勘定に暫定的に計上する。供用開始時に、建物及び工作物の本来計上すべき資産勘定に振り替える。



5 決算整理

財務諸表作成に必要な決算整理として、主に以下の事務を行う。

(1)減価償却費の算定・計上

減価償却費は、公有財産システム、重要物品については、物品管理システムにおいて算定を行い、財務会計システムにデータ連携を行うことで自動的に仕訳を行う。

(2)地方債の配賦

地方債の発行、償還、利息の支払等に関する取引については、期中は財政課で暫定的に計上し、決算整理において、起債管理システムとのデータ連携により、それぞれの組織・事業に配賦される。

(3)引当金の計上

退職手当引当金については、会計課で一括して算定し、その結果を各部で計上する。

また、貸倒引当金及び不納欠損引当金については、各部で過去の不納欠損実績率等から算定した額を計上する。

(4)資産残高の検証

財務諸表の正確性と確保するため、公有財産システム及び物品管理システムが管理する資産の現在高と貸借対照表上の資産の現在高との照合を随時行なう。

第5 財務諸表の活用

1 決算資料として活用

(1)決算参考資料として活用

町田市では、会計事務規則を改正し、決算参考資料として各部の財務諸表を添付することとし、議会での決算審議や決算特別委員会の審議に活用する。

また主要な施策の成果に該当する事業にフルコストによる分析を加え、更なる説明責任を果たす。

◎ 主要な施策の成果にフルコスト分析を加えた例①

◎主要な施策の成果個表

事業名 ○○体育館運営事業

事業概要 ・施設の貸出管理を行う。
・スポーツ振興事業を実施する。

事業費

	2008	2009
総事業費	312,400	251,300
国負担費用	0	0
都負担費用	0	0
地方債	0	0
その他費用	0	0
市負担費用	312,400	251,300

事業実績 スポーツ教室等の参加人数実績

教室名	開催数	参加人数
親子体操教室	30	1500
ちびっ子体操教室	25	1270
わんぱく体操教室	30	1160
小学校体操教室	10	500
バトミントン教室	7	260

従来の主要な施策の成果の個表に行政コスト計算書によるフルコスト分析を加える。

行政コスト計算書 (単位:千円)

項目	2008年度	2009年度	増減	増減理由
人にかかるコスト	0	0	0	
人件費			0	
退職手当引当金繰入			0	
物にかかるコスト	465,379	404,279	-61,100	
物件費	309,500	248,000	-61,500	指定管理業者の変更による。
維持補修費	2,900	3,300	400	
減価償却費	152,979	152,979	0	
その他のコスト	8,963	2,190	-6,773	
公債費(利子)	8,963	2,190	-6,773	償還終了のため
その他			0	
合計	474,342	406,469	-67,873	

減価償却費や公債費(利子)も含めたフルコスト

☆減価償却費の算定根拠

○○体育館取得価格(工事費)(A)	7,190,000千円
耐用年数(B)	47年
定額法による1年当たりの減価償却費(A/B)	152,979千円
取得年	1990年

◎ 主要な施策の成果にフルコスト分析を加えた例②

◎主要な施策の成果個表

事業名 ○○子どもセンター整備事業

事業概要 ・○○町に、子どもセンターを建設する。

事業費

	2008	2009
総事業費	174,421	299,884
国負担費用	0	0
都負担費用	17,732	70,473
地方債	101,000	166,800
その他費用	500	5,500
市負担費用	55,189	57,111

事業実績 《○○町子どもセンター新築工事》

施設名	○○子どもセンター
設置場所	○○町2000
工事内容	鉄筋コンクリート2階建
施設概要	スタジオ・事務室
事業費	466,387千円
開所日	2010年4月5日

施設建設事業であれば、想定されるフルコストの運営経費情報を加える。

行政コスト計算書 (単位:千円)

項目	2010年度	2011年度	増減
人にかかるコスト	28,548	28,548	0
人件費	25,600	25,600	0
退職手当引当金繰入	2,948	2,948	0
物にかかるコスト	11,723	11,723	0
物件費	1,800	1,800	0
維持補修費			0
減価償却費	9,923	9,923	0
その他のコスト	4,169	4,633	464
公債費(利子)	4,169	4,633	464
その他			0
合計	44,440	44,904	464

建設後想定される退職給与引当金、減価償却、公債費(利子)も含めたフルコスト

☆減価償却費の算定根拠

○○子どもセンター取得価格(工事費)(A)	466,387千円
耐用年数(B)	47年
定額法による1年当たりの減価償却費(A/B)	9,923千円
取得年	2009年

2 予算編成に活用

(1) 予算審査に活用

予算編成時に、単年度予算のみの審査ではなく、事業実施により想定される減価償却費等のフルコストを含めた予算審査を行う。

重点事業審査に活用する事業別財務諸表の例

事業別貸借対照表
~~〇〇〇〇保育園予定貸借対照表~~ 事業実施による保有することとなるストックとその調達財源の一覧表 (単位:千円)

流動資産		流動負債	17,000
固定資産	建物の建設費	地方債	16,000
事業用資産		賞与引当金	1000
建物	建物取得額 470,000	固定負債	
	△減価償却累計額	地方債	369,000
工作物	工作物取得額	退職手当引当金	8,000
	△減価償却累計額	負債の部合計	394,000
土地	100,000	純資産	191,000
インフラ資産		純資産の部合計	191,000
建物	建物取得額	市税や建設補助金等	
	△減価償却累計額		
工作物	工作物取得額		
	△減価償却累計額		
土地			
重要物品	給食用厨房機器 15,000		
建設仮勘定			
資産の部合計	585,000	負債及び純資産の部合計	585,000

ストックのうち償却資産から減価償却費を算定

事業別行政コスト計算書

~~〇〇〇〇保育園予定行政コスト計算書~~

想定される減価償却費等も含めたフルコスト

(単位:千円)

行政収支		-717,000
行政収入	9,000	
国庫支出金	0	
都支出金	0	
その他	9,000	保育料
行政費用	726,000	
人件費	700,000	
物件費	15,000	
補助費等	1,000	公債費利子
減価償却費	10,000	
その他	0	
金融収支		-4,000
通常収支差額		-721,000
特別収支		0
当期収支差額		-721,000
一般財源調整		721,000

市税等一般財源がどれくらい投入されたか

3 各部のマネジメントに活用

(1)大規模施設の更新需要の対応

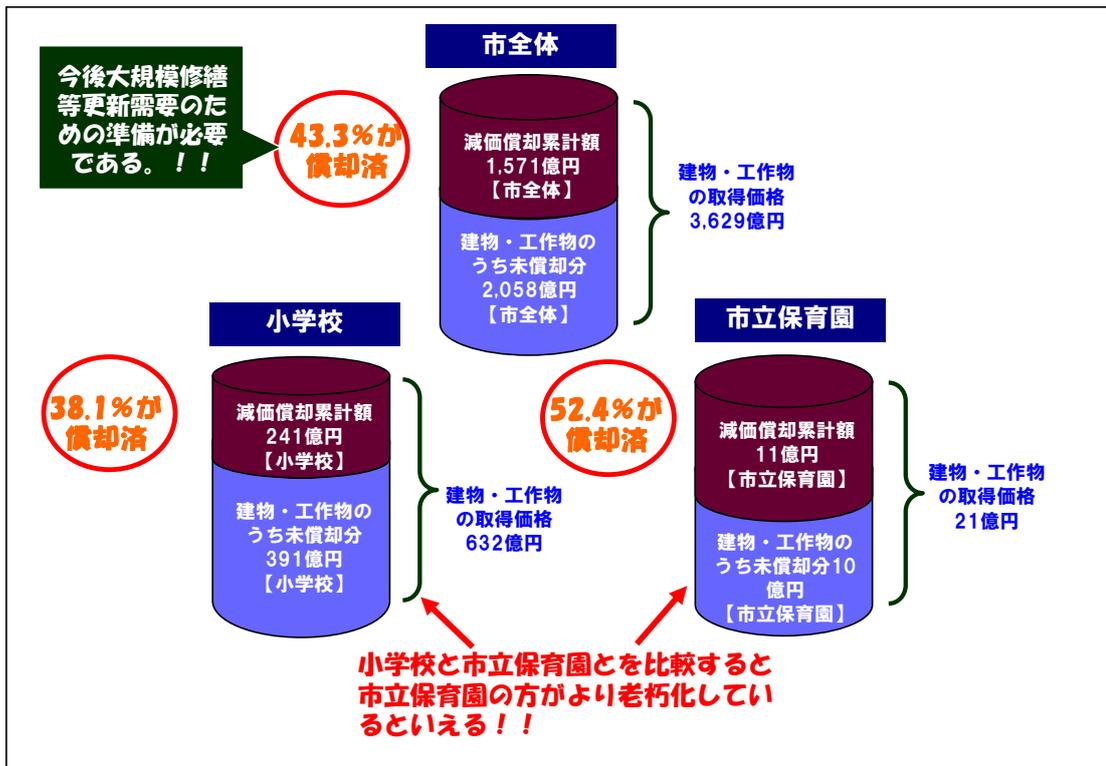
町田市では、償却資産の老朽化比率を算定、活用することにより、今後の公共施設の大規模修繕及びそのための財源である基金の積立を行う資料とする。

また、公共施設の目的・種類別等施設の老朽化比率を個別に分析することにより、どの施設の老朽化が進んできているかを把握することができる。

☆固定資産の老朽化比率

固定資産の老朽化比率とは、建物及び工作物の償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、資産の価値がどれくらい減耗しているかを把握するものである。

$$\text{資産老朽化比率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産（建物及び工作物）の貸借対照表計上額} + \text{減価償却累計額}}$$

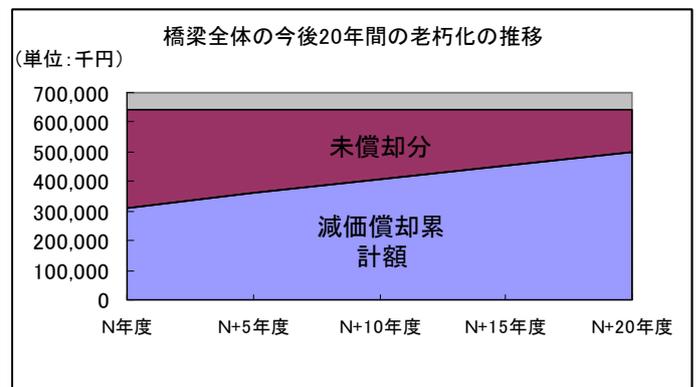
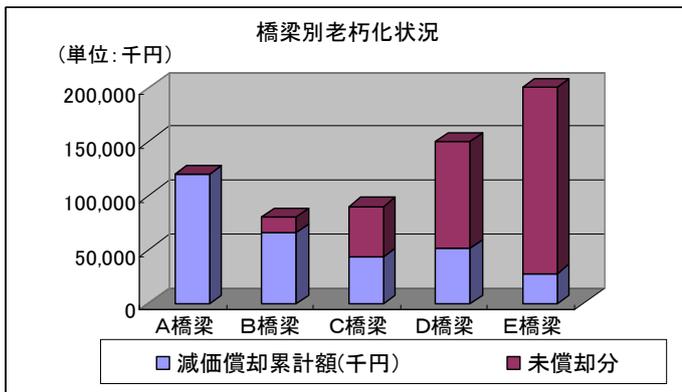


(2)施設の更新計画に活用

施設毎の資産老朽化比率を算定し、施設更新計画の作成に活用する。

橋梁の更新計画に活用

橋梁名	A橋梁	B橋梁	C橋梁	D橋梁	E橋梁
建設年月日	1960年4月	1971年4月	1988年4月	1995年4月	2005年4月
取得価格(千円)	120,000	80,000	90,000	150,000	200,000
減価償却累計額(千円)	120,000	65,600	43,200	51,000	28,000
現在価格	0	14,400	46,800	99,000	172,000



(3)フルコスト情報を事業評価に活用

事業別財務諸表の行政コスト計算書により算定されるフルコスト情報を、個別事業の分析・評価に活用し、事業のスクラップビルドや実施手法の改善に結びつける。

〇〇図書館運営事業
行政コスト計算書

(単位:千円)

項目	2008年度	2009年度	増減
人にかかるコスト	406,231	362,797	-43,434
人件費	375,763	337,243	-38,520
退職手当引当金繰入	30,468	25,554	-4,914
物にかかるコスト	222,887	338,013	115,126
物件費	193,037	304,820	111,783
維持補修費	2,760	6,103	3,343
減価償却費	27,090	27,090	0
その他のコスト	6,565	4,951	-1,614
公債費(利子)	6,565	4,951	-1,614
その他			0
合計	635,683	705,761	70,078

非現金支出

非現金支出も含めたフルコスト

☆減価償却費の算定根拠

〇〇図書館取得価格(工事費)(A)	1,273,245千円
耐用年数(B)	47年
定額法による1年当たりの減価償却費(A/B)	27,090千円
取得年	1990年

資産老朽化比率

〇〇図書館取得価格(工事費)	1,273,245千円
〇〇図書館減価償却累計額(C)	514,710千円
〇〇図書館現在価格(簿価)(D)	758,535千円
資産老朽化比率(C/D+C)	40.4%

利用状況等

図書貸出サービス業務			
貸出利用人数(人)	598,149	634,038	35,889
貸出冊数(冊)	1,400,315	1,456,328	56,013

評価指標

(単位:円)

貸出利用者1人当コスト	1,063	1,113	50
貸出1冊当コスト	454	485	31

フルコストによる業務別のコスト分析

当該施設の老朽化比率を算定し今後の更新需要を表示

○書類の窓口受付業務のアウトソーシング化の事業効果の分析

試算条件		直営	委託	
試算時点		n-1年度決算	n+1年度決算	
人員		6 人	1 人	
1年当たりのフルコスト	人件費	単価7,000千円 42,000	7,000	
	退職給与引当金繰入	単価1,000千円 6,000	1,000	
	事業費	光熱水費	700	100
		委託料	1,000	30,000
		賃借料	500	100
		その他物件費	2,000	500
	減価償却費	35,000	0	
	合計	87,200 千円	38,700 千円	
うち現金主義コスト	46,200	37,700		
		発生主義による経費節減額	48,500	
		現金主義による経費節減額	8,500	

直営と委託のコストを比較

委託業者との連絡要員のみ

委託化

事務所として使用していた建物は不要となる

減価償却費と退職給与引当金を除いた額

(4)施設の管理運営経費の見直しに活用

施設毎の貸借対照表・行政コスト計算書を作成し、管理運営経費の見直しに活用する。

A地区市民センター

B地区市民センター

(単位:千円)

貸借対照表		貸借対照表	
流動資産	0	流動資産	0
固定資産	2,244,170	固定資産	859,681
事業用資産		事業用資産	
建物	2,500,000	建物	5,000,000
建物取得額		建物取得額	5,000,000
△減価償却累計額	△1,063,830	△減価償却累計額	△4,255,319
土地	800,000	土地	100,000
重要物品	8,000	重要物品	15,000
資産の部合計	2,244,170	資産の部合計	859,681
流動負債	771,000	流動負債	431,000
地方債	770,000	地方債	430,000
賞与引当金	1000	賞与引当金	1000
固定負債	15,000	固定負債	20,000
退職給与引当金	15,000	退職給与引当金	20,000
負債の部合計	786,000	負債の部合計	451,000
純資産	1,458,170	純資産	408,681
負債及び純資産の部合計	2,244,170	負債及び純資産	859,681
		B地区市民センターの老朽化は著しい	
資産老朽化比率	42.6%	資産老朽化比率	85.1%

行政コスト計算書		行政コスト計算書	
行政収支	-859,000	行政収支	-1,037,000
行政収入	20,000	行政収入	25,000
国庫支出金	0	国庫支出金	0
都支出金	0	都支出金	0
その他	20,000	その他	25,000
行政費用	879,000	行政費用	1,062,000
人件費	800,000	人件費	920,000
物件費	25,000	物件費	30,000
補助費等		補助費等	
減価償却費	53,000	減価償却費	110,000
その他	1,000	その他	2,000
金融収支	-8,000	金融収支	-13,000
通常収支差額	-867,000	通常収支差額	-1,050,000
特別収支	0	特別収支	0
当期収支差額	-867,000	当期収支差額	-1,050,000
一般財源調整	867,000	一般財源調整	1,050,000
◎1枚あたりの証明書発行経費	16千円	◎1枚あたりの証明書発行経費	24千円
◎施設管理運営経費のうちの受益者負担率	4.7%	◎施設管理運営経費のうちの受益者負担率	2.7%
支所機能施設運営費用(按分)	780,560千円	支所機能施設運営費用(按分)	946,000千円
コミュニティ施設運営費用(按分)	106,440千円	コミュニティ施設運営費用(按分)	129,000千円
施設使用料	5,000千円	施設使用料	3,500千円
証明書発行枚数	50,000枚	証明書発行枚数	40,000枚

(5)債権管理の適正化

新公会計制度導入後は、未収金を資産ととらえ、貸借対照表に計上する。そして、当該未収金に対して、過去の不納欠損の実績等から不納欠損引当金を計上することとなる。不納欠損引当金という考え方はこれまでなかった考え方であり、各部で、保持する債権に対しての引当金を算定し、財務諸表に計上することで、各債権に対する回収見込み可能性の検証や説明責任を果たすことができる。このことで各部の債権管理の更なる強化を行うものである。

(6)財産管理の適正化

町田市では、財産管理の適正化を図るため、売却可能な資産⁵の処分を進めている。売却可能資産については、毎年固定資産評価額等により時価評価を行うこととする。

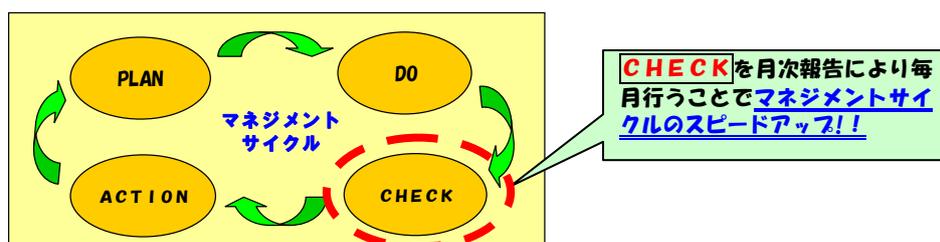
各部で売却可能資産の洗い出しを行い、時価評価額を部別財務諸表に記載することで、説明責任を果たし、財産管理の適正化を更に進めるものとする。

⁵ 売却可能な資産とは、現に公用又は公共用に供されておらず、将来的にも活用の見込みがない財産という。

第6 財務業績の月次報告

1. 目的

町田市では、2012年4月の新公会計制度導入にあたり、町田市の新公会計制度の特長である日々の会計処理で仕訳を行うメリットを活かし、財務業績の月次報告による目標管理を行う。このことによりPDCAサイクルのスピードアップを行い、業務課題への迅速な対応を図るものである。

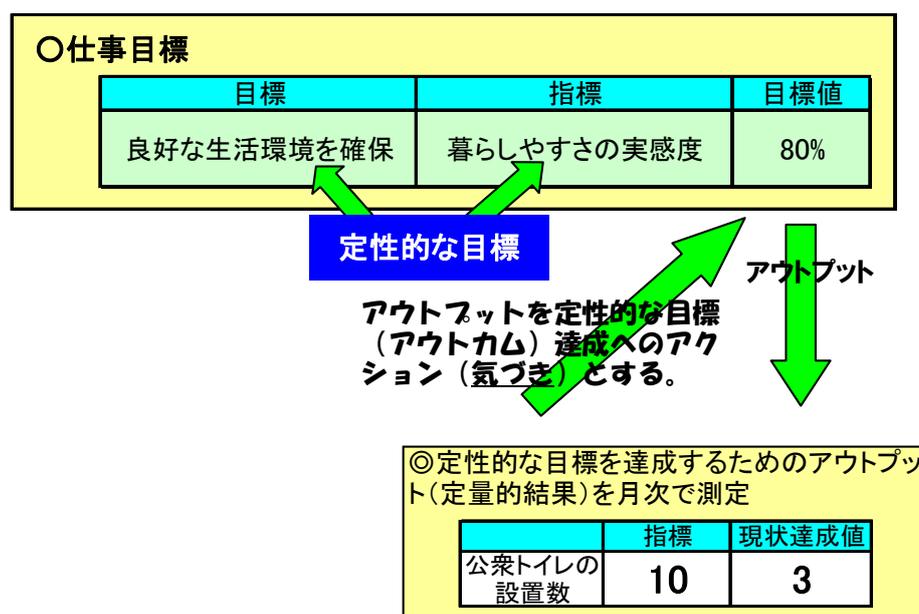


2. 実施方法

(1) 月次報告の位置づけ

2012年度から「各課の仕事目標・年度目標」の成果指標を、これまでより更に財務業績を意識したものとする。ただし、必ずしも成果指標の全てを定量的なものに設定する必要はなく、定性的な指標であっても、定量的な結果（アウトプット→財務業績）を評価の一要素とするような目標体系とする。

月次報告によるアウトプットを、定性的な目標を達成するためのアクション（気づき）に繋げるものとし、マネジメントサイクルに組み入れるものとする。



(2) 月次報告により業務の進捗を図る

- 期中の業績を把握することで、年度末の業績が予想できる。そのことにより仕事目標の進捗状況を把握し、業務課題に迅速に対応することができる。
→ 戦略達成のためのアクション!!
- 毎月決算を行うことにより、業務執行について、計数を通じた工程表の自己管理ができる。→ 月締め感覚を持つ!!

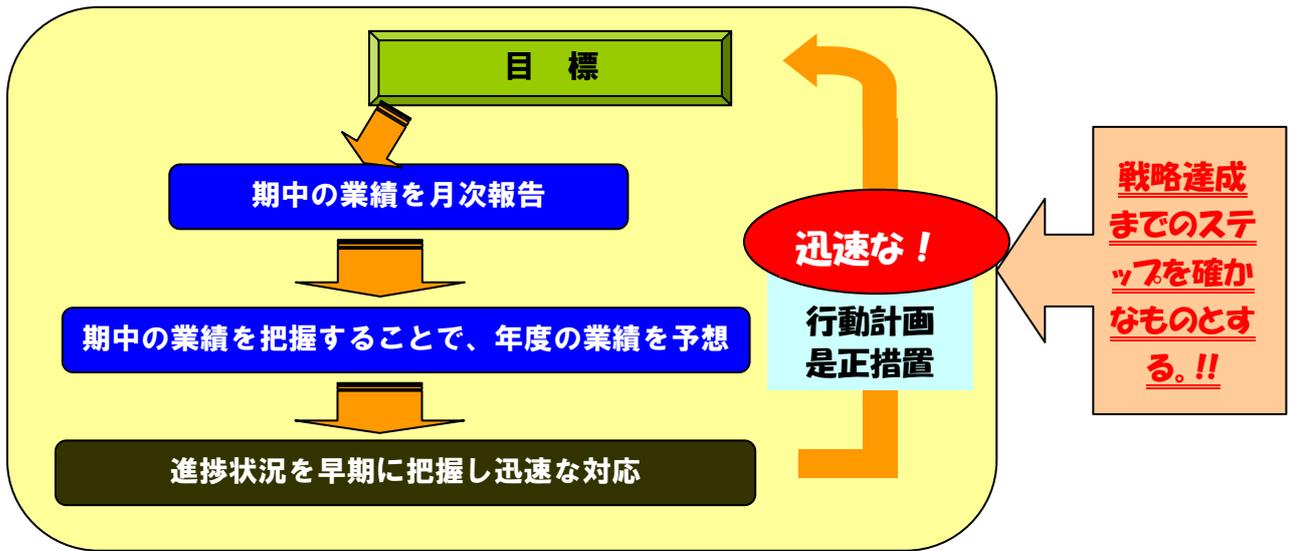
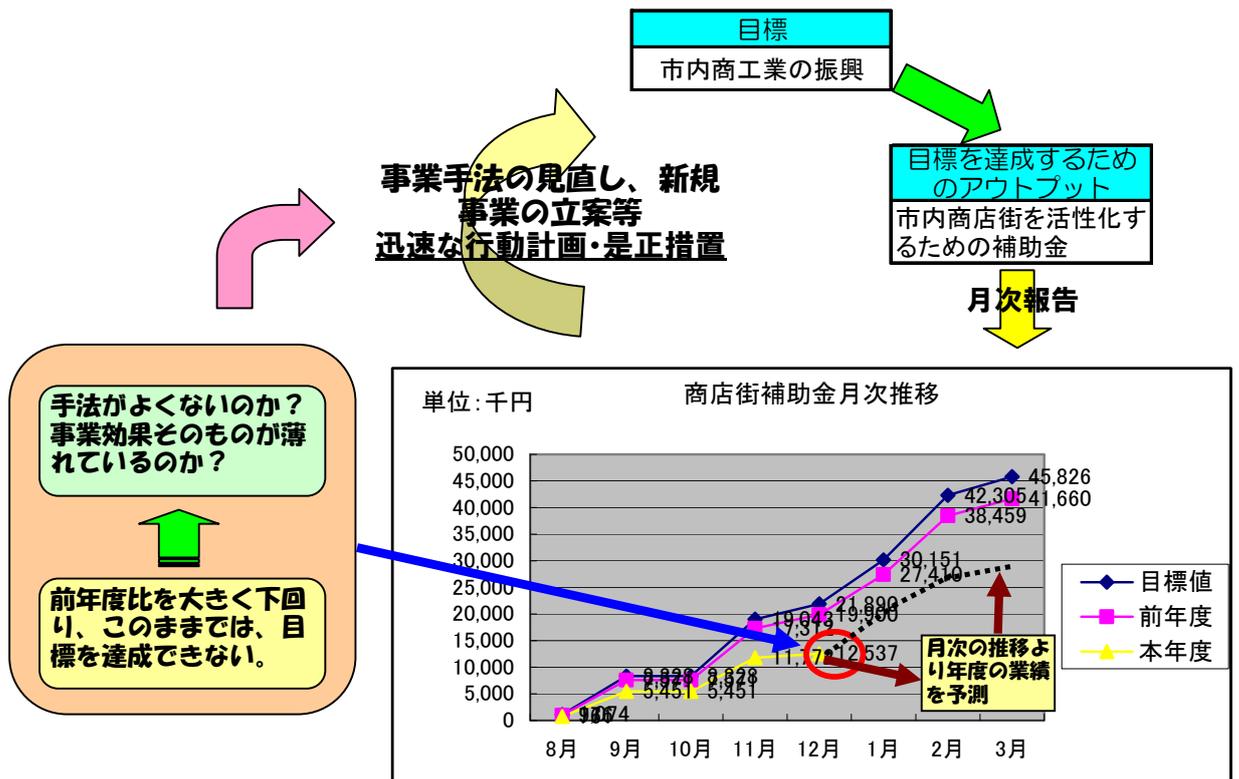
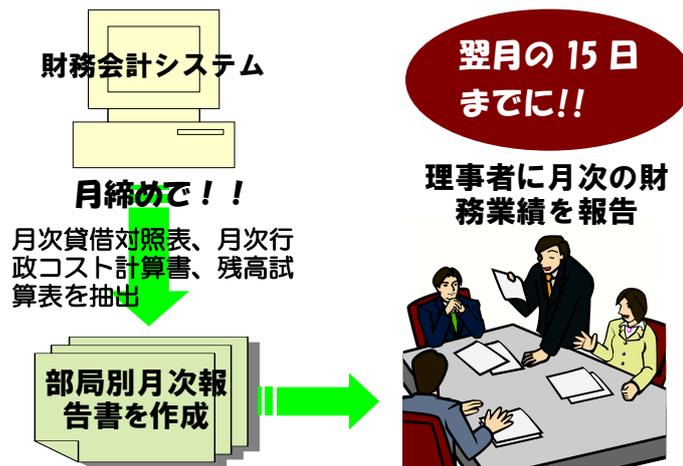


図 月次報告による業務改善の例



(3) 月次報告の方法

各部局は、2012年4月から、毎月末時点の月次貸借対照表、月次行政コスト計算書、月末時点の残高試算表を財務会計システムより作成し、月締めめのデータをもとに、部局別月次報告書を作成する。各部局長は月次報告書を元に、翌月の15日までに理事者に対して月次の財務業績報告を行う。



3. 部局別月次報告書 – その目的と報告内容 –

目的

上位目標達成に資するアウトプットの進捗度を「部局別月次報告書」により毎月測定し、進捗度や有効性を随時確認し、業務課題の解決につなげるものである。

「部局別月次報告書」のポイント

- ① 月次報告は、目標の達成に資するアウトプットのうち主要事業・重点事業について行うものとする。
- ② 報告書は、基本データと確認評価項目で構成する。

基本データ

- ・ 月次の目標値と本年度実績値、前年度実績値を用いる。

確認評価項目

- ・ 月次のアウトプットの目標達成度についての評価を行う。
- ・ 達成度を測定する指標を用いる。
- ・ 達成度について要因を分析する。

《外的要因によるものなのか？自己の取組によるものなのか？臨時的、経常的等》

- ・ 達成度を受けての今後の取組方針について報告する。
- ・ コメント欄で、当該アウトプットの財務業績を勘定科目の動きで報告する。

記載事例①

財務部月次報告

目標達成に資するアウトプット

成果指標を設定する。

アウトプットの月次の推移

報告内容	目標値	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
		当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計
市税徴収率	目標値	2.83		12.70	15.53	19.45	34.98	7.29	42.27	10.58	52.85	6.06	58.91
	98.53	4.46		9.48	13.94	19.27	33.21	8.21	41.42	10.46	51.88	5.82	57.70
	前年度	2.83		12.68	15.51	19.44	34.95	7.28	42.23	10.57	52.80	6.05	58.85
達成度	前年度達成値	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	98.43	5.00	68.81	5.00	73.81	4.85	78.66	9.78	88.44	3.75	92.19	6.34	98.53
	前年度	9.89	68.74	5.00	73.74	4.84	78.58	9.77	88.35	3.75	92.10	6.33	98.43



◎関連する仕事目標

市税徴収率の向上

当該月次報告内容に関連する仕事目標を記述

◎達成度

達成度	目標以上・概ね目標値達成	目標を達成していない
要因分析	企業の倒産や景気後退により、目標値の達成は困難な見込み	

要因を分析する。

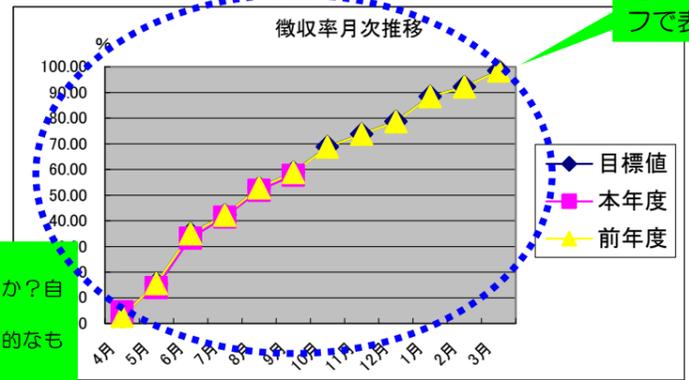
- ① 達成値が外的要因によるものなのか？自己の取組によるものなのか？
- ② 臨時的な要因によるものなのか？経常的なものなのか？等

◎今後の取組方針

・徴収率が落ちている税目を分析し、催告強化を行う。
・徴収率が落ちている税目の要因を分析し、回収方法を再検討する。

評価結果を受けての今後の取組方針

◎達成値の推移 [累計 当月値]



達成度の推移をグラフで表示

◎該当する財務諸表の勘定科目の動き

取引内容	財務諸表	勘定科目	期末見込	期首	残高	コメント
A 未収金の増	BS	未収金	3,195	2,845	5,612	徴収率の減による。
B 不納欠損引当金の増	BS	不納欠損引当金	707	695	701	不納欠損率も上昇している。
C 市税収入の発生	PL	市税	71,385		37,942	
D 不納欠損引当金繰入の発生	PL	不納欠損引当金繰入	12		8	見込みより不納欠損の額が大きかった。

アウトプットによる財務業績を財務諸表の勘定科目の動きで報告

財務諸表の勘定科目の動き

◎N年度 納税管理費 月次貸借対照表 (4月) 期首 (単位:百万円)

流動資産	現金	未収金の期首額	2,845	流動負債	固定負債	
	未収金	A - ②	2,845		地方債	
	不納欠損引当金	B - ②	△ 695		退職手当引当金	
	固定資産			負債の部合計		0
	事業用資産	未収金のうち不納欠損が見込まれる		純資産		2,150
	建物	建物取得額		純資産の部合計		2,150
	土地	△減価償却累計額		負債及び純資産の部合計		2,150
資産の部合計			2,150			

◎N年度 納税管理費 行政コスト計算書 (9月) 現在高 (単位:百万円)

行政収支	行政収入	37,934
	地方税	C - ③ 37,942
	使用料	0
	行政費用	8
	人件費	
	物件費	
	補助費等	
	減価償却費	
	不納欠損引当	D - ③ 8
金融収支	通常収支差額	0
	特別収支	0
	当期収支差額	37,934

◎N年度 納税管理費 月次貸借対照表 (9月) 現在高 (単位:百万円)

流動資産	現金	当期の税額を調定後増加	5,612	流動負債	固定負債	
	未収金	A - ③	5,612		地方債	
	不納欠損引当金	B - ③	△ 701		退職手当引当金	
	固定資産	徴収率の下落見込により不納欠損の見込が増加		負債の部合計		0
	事業用資産			純資産		4,911
	建物	建物取得額		純資産の部合計		4,911
	土地	△減価償却累計額		負債及び純資産の部合計		4,911
資産の部合計			4,911			

◎N年度 納税管理費 行政コスト計算書 (3月) 期末見込 (単位:百万円)

行政収支	行政収入	71,373
	地方税	C - ① 71,385
	使用料	0
	行政費用	12
	人件費	
	物件費	
	補助費等	
	減価償却費	
	不納欠損引当	D - ① 12
金融収支	通常収支差額	0
	特別収支	0
	当期収支差額	71,373

◎N年度 納税管理費 月次貸借対照表 (3月) 期末見込 (単位:百万円)

流動資産	現金	徴収率の下落により年度末の未収金は前年度末より増加	3,195	流動負債	固定負債	
	未収金	A - ①	3,195		地方債	
	不納欠損引当金	B - ①	△ 707		退職手当引当金	
	固定資産			負債の部合計		0
	事業用資産	不納欠損の見込みも増加		純資産		2,488
	建物	建物取得額		純資産の部合計		2,488
	土地	△減価償却累計額		負債及び純資産の部合計		2,488
資産の部合計			2,488			

記載事例②

経済観光部月次報告

(単位:千円)

報告内容	年度目標値	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
		当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計
商店街補助金の支給	45,826	目標値			0	0	0	0	0	1,074	1,074	7,254	8,328
		本年度			0	0	0	0	0	761	761	4,690	5,451
		前年度			0	0	0	0	0	976	976	6,595	7,571
前年度達成値	41,660	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
		当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計
		目標値	8,328	10,715	19,043	2,847	21,890	8,261	30,151	12,154	42,305	3,521	45,826
		本年度	5,451	6,321	11,772	765							
		前年度	7,571	9,741	17,312	2,588	19,900	7,510	27,410	11,049	38,459	3,201	41,660



◎関連する仕事目標

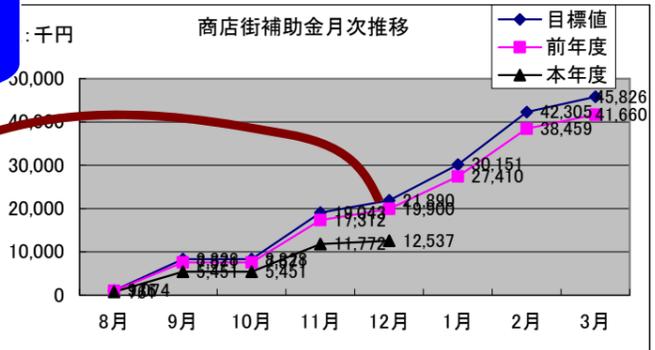
市内商工業の振興

期中に年度の業績を予測し、迅速な行動計画・是正措置!!

◎達成度

達成度	目標以上 ・ 概ね目標値達成 ・ 目標を達成していない
要因分析	補助金を活用して、活性化策を実施する商店街が減少している。

◎達成値の推移 (累計 当月値)



◎今後の取組方針

事業のマンネリ化で、トレンドとして下降している。この事業は市内商店街活性化という目標に対しての効果が低いと判断する。早急にあらたな事業手法を検討し実施する。

◎該当する財務諸表の勘定科目の動き

取引内容	財務諸表	勘定科目	期末見込	期首	残高	コメント
商店街補助費の発生	PL	補助費	28		12	

財務諸表の勘定科目の動き

◎N年度 商工業振興費 行政コスト計算書 (3月)

(単位:百万円)

行政収支		-28
行政収入	0	
地方税		
使用料	0	
行政費用	28	
人件費		
物件費		
補助費等	A-① 28	
減価償却費		
不納欠損引当金繰入		
金融収支		0
通常収支差額		0
特別収支		0
当期収支差額		-28

期末の補助金支給額見込

◎N年度 商工業振興費 行政コスト計算書 (9月)

(単位:百万円)

行政収支		-12
行政収入	0	
地方税		
使用料	0	
行政費用	12	
人件費		
物件費		
補助費等	A-③ 12	
減価償却費		
不納欠損引当金繰入		
金融収支		0
通常収支差額		0
特別収支		0
当期収支差額		-12

期中での商店街補助金支給額

記載事例③

経済観光部月次報告

(単位:千円)

報告内容	年度目標値	4月		5月		6月		7月		8月		9月			
		当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計		
駐車場運営事業における使用料収入	100,225	目標値	8,415	8,247	16,662	8,668	25,330	8,163	33,493	8,078	41,571	8,163	49,734		
		本年度	7,755	7,277	15,032	7,903	22,935	7,523	30,458	7,603	38,061	7,043	45,104		
		前年度	8,250	8,085	16,335	8,498	24,833	8,003	32,836	7,920	40,756	8,003	48,759		
	前年度達成値	98,260	目標値	7,995	57,729	8,583	66,312	8,752	75,064	8,836	83,900	8,078	91,978	8,247	100,225
			本年度	7,054	52,158	7,574	59,732								
			前年度	7,838	56,597	8,415	65,012	8,580	73,592	8,663	82,255	7,920	90,175	8,085	98,260



◎関連する仕事目標

商工業の振興

◎達成値の推移 (累計・当月値)



◎達成度

達成度: 目標以上、概ね目標値達成、目標を達成していない
 分析: 対前年度を下回り目標達成は困難な見込みである。また収支を見ると今後予想される大規模な改修工事等の積立も困難な状況である

剰余金と今後の資本的支出についての分析

◎今後の取組方針

短期的
 ・運営形態や利用料金体系見直し等の検討や宣伝等の取組が必要である。
 長期的
 ・近隣施設との競合や施設の老朽化による利便性の低下により、抜本的な利用形態の変更も含めた検討が必要である。

事業の短期的・長期的分析

◎該当する財務諸表の勘定科目の動き

取引内容	財務諸表	勘定科目	期末見込	期首	残高	コメント
A 減耗による建物の減	BS	建物	307	325	312	
B 負債の減(元金償還)	BS	地方債	175	195	181	
C 減価償却費の発生	PL	減価償却費	18		13	7ヶ月分の減価償却費を算定
D 費用(管理費用)の発生	PL	物件費・維持補修	63		44	
E 費用(利子償還)の発生	PL	公債費(利子)	2		2	
F 収益(使用料)の発生	PL	使用料	90		52	

財務諸表の勘定科目の動き

◎N年度 駐車場運営事業 月次貸借対照表 (4月 期首) (単位:百万円)

流動資産	流動負債	駐車場建設時の起債額の現在高	
現金	固定負債	地方債	B-2 195
未収金		退職手当引当金	
不納欠損引当金	負債の部合計		195
固定資産	純資産		655
事業用資産	純資産の部合計		655
建物	減価償却の累計額		846
土地			525
資産の部合計	負債及び純資産の部合計		850

◎N年度 駐車場運営事業 月次貸借対照表 (9月 現在高) (単位:百万円)

流動資産	流動負債	半期分の償還額	
現金	固定負債	地方債	B-3 181
未収金		退職手当引当金	
不納欠損引当金	負債の部合計		181
固定資産	純資産		656
事業用資産	純資産の部合計		656
建物	減価償却による資産の減耗分		846
土地			525
資産の部合計	負債及び純資産の部合計		837

◎N年度 駐車場運営事業 月次貸借対照表 (3月 期末見込) (単位:百万円)

流動資産	流動負債	N年度元金償還後の現在高	
現金	固定負債	地方債	B-1 175
未収金		退職手当引当金	
不納欠損引当金	負債の部合計		175
固定資産	純資産		657
事業用資産	純資産の部合計		657
建物	減価償却による資産の減耗額		846
土地			525
資産の部合計	負債及び純資産の部合計		832

◎N年度 駐車場運営事業 行政コスト計算書 (9月 現在高) (単位:百万円)

行政収支	期中(9月での)の使用料	-5
行政収入		
地方税		
使用料	F-3 52	
行政費用	期中(9月での)管理費用	57
人件費		
物件費	D-3 44	
補助費等		
減価償却費	C-3 13	
不納欠損引当金繰入	E-3	
金融収支		
通常収支差額	公債費の利子	-2
特別収支		0
当期収支差額		-7

◎N年度 駐車場運営事業 行政コスト計算書 (3月 期末見込) (単位:百万円)

行政収支	N年度の収益(使用料)	9
行政収入		
地方税		
使用料	F-1 90	
行政費用	期末での管理費用	81
人件費		
物件費	D-1 63	
補助費等		
減価償却費	C-1 18	
不納欠損引当金繰入	E-1	
金融収支		
通常収支差額	公債費の利子	-2
特別収支		0
当期収支差額		7

第7 導入準備

(1)開始貸借対照表の作成

新公会計導入後（2012年4月以降）は、日々の仕訳により、資産及び負債の情報が積み上げられ、貸借対照表が作成される。

しかし、導入前（2012年3月以前）の仕訳情報は存在しないため、台帳等により開始時（2012年3月31日時点）の貸借対照表を作成する必要がある。

① 作成対象

新公会計制度導入対象会計（一般会計及び特別会計ただし病院事業会計を除く）

② 作成方法

公有財産システムの現在価格、決算書の財産に関する調書や未収金の金額を、貸借対照表の勘定科目に合わせた形で分類・記載

開始貸借対照表作成時の資産評価基準

事業用資産				インフラ資産のうち道路財産	
土地	建物	工作物	重要物品	土地	工作物
取得価額が判明しているものについては、取得価額。不明なものは取得当時の固定資産税概要調書の地目別平均単価の価額×面積×10/7)	取得価額が判明しているものについては取得価額。不明なものは(社)全国市有物件災害保険共済会の構造用途別単価×デフレータ	取得価額が判明しているものについては取得価額。不明なものは直近の類似工作物の工事実績単価×デフレータ。	取得価額(原則として取得価額が100万円以上の備品について計上)が判明するものについては取得価額。不明なものは同性能の当該資産の市場価額。	・東京都道路現況調書より年度別増減表を作成、これに各年度の都基準値の町田市平均単価を乗じる ・取得価格	各工作物ごとに積算価格を設定し年度別にデフレートする

(2)会計基準関係その他例規の整備

新公会計制度導入に合わせた会計基準やその他関連する例規の整備を行う。(18P参照)

(3)財務会計システムの改造

現行の財務会計システムに新公会計制度導入のために必要な改造を行う。(18P参照)

(4)職員研修

新公会計制度導入に向けての研修について（案）

1. 研修項目

- (1) 一般的な複式簿記の研修
- (2) 管理職・係長職に対するマネジメント研修
- (3) 部長職に対するディスカッション形式によるマネジメント研修
- (4) 各部での課題設定方式によるマネジメント研修
- (5) モデル職場(10月～12月 2～3職場)
- (6) 各部に対する訪問説明
- (7) 財務会計システム操作研修

2. 研修内容

- (1) 一般的な複式簿記の研修
 目的 一般的な複式簿記に係る知識の取得 対象 一般職員(6月・10月に200人×4回)
- (2) 管理職・係長職に対するマネジメント研修
 目的 新公会計制度により得られた情報の活用 対象 管理職係長職(8月に200人)
- (3) 部長職に対するディスカッション形式によるマネジメント研修
 目的 新公会計制度の活用についてディスカッション形式により理解を深める
 対象 部長職(10月に10人×5回程度) その他 ファシリテーター 1名
- (4) 各部での課題設定方式によるマネジメント研修
 目的 各部毎の課題を設定し、新公会計制度を活用した具体的な事例研究を行う。
 実施時期 1月
- (5) モデル職場(10月～12月 2～3職場)
 目的 モデル職場により会計処理やマネジメント活用の実践行い、方法論や活用についての検討を行う。
 実施時期 10月～12月
- (6) 各部に対する訪問説明(10月)

目的

- ・新公会計制度における、会計基準等制度面についての周知
- ・財務会計システムの複式処理についての周知
- ・新公会計制度導入に向けての準備作業の説明

説明内容

制度面

- ・複式簿記・発生主義会計の概要、財務諸表の種類とその意義

システム面

- ・複式処理のシステム画面説明、入力する複式情報と各部予算登録情報との関係

作業面

- ・財産照合、引当金の算定、資産・負債等の歳出目付与、開始貸借対照表の作成準備

新公会計制度導入後は、総務担当課を中心とした

- ① 部別財務諸表作成体制の構築
- ② 決算整理における各部での引当金等の計上
- ③ 財務会計システムと公有財産システムと資産残高の各部での照合が行える体制の構築が必要となる！！

- (7) 財務会計システム操作研修

目的 実際の端末を使用し、実務を担当する職員に対し新たに加わる複式処理についての操作研修を行う。
 その他 2012年1月～2月に各課2名程度、3週間程度の期間をかけて行う。

(5)導入までのスケジュール

別紙参照

第8 行政経営のツールとしての財務諸表

町田市では、これまでの官庁会計の弱点を克服すべく、東京都の方式を取り入れた新公会計制度を導入する。日々仕訳により発生主義に基づく複式簿記を行い、個別の資産を評価し貸借対照表に計上する。そのことで減価償却費など含めたフルコスト情報を得ることでマネジメント改善に活用する。このようにメリットを並べれば、それだけで意義があるように思えるが、本来の意味での新公会計制度導入の意義が活かされるためには、制度を導入することを目的としてはならない。日々の会計処理に仕訳区分を選択するだけであれば、職員は、当初は戸惑うであろうが、すぐに慣れ、新公会計制度導入の意義はルーティン作業に埋没してしまうであろう。

職員各自が新公会計制度により得られた情報を自ら分析し、積極的に活用し、新公会計制度の考え方を組織で醸成するためには、これまでの現金主義会計で欠落していたストック情報やフルコスト情報を行政経営に役立てるべく、組織として新たなパラダイムを構築する必要がある。そのため最も重要なのが、意識改革であり、町田市全体での取り組みである。

そのためには、職員に対する研修や組織内での活発な議論を通じて、市全体、所属別のマネジメントサイクルの中に、新公会計制度の考え方を組み入れる仕組みづくりが必要である。新規事業の立案に、フルコスト情報を活用した、ランニングコスト分析を行い、また所有するストックの更新や維持保全計画について、老朽化比率にもとづく分析が行われ、また所有する債権のうちの回収可能性の分析が当たり前に行われる組織風土としなければならない。新公会計制度はただのツールである。ツールを用いていかに行政経営に活用するかはこれからの町田市の取組次第である。

参考資料

町田市会計基準

序章

本会計基準は、町田市における一般会計、特別会計（地方自治法第209条第1項に定める一般会計及び特別会計をいう。ただし、地方公営企業法第2条の規定により地方公営企業法の全部又は一部の適用を受ける特別会計を除く。以下同じ。）及び部別の財務諸表を作成する際の基準を示したものである。

第1章 総則

1 基本的な考え方

(1) 複式簿記の記帳方法による財務諸表の作成

本基準は、複式簿記の記帳方法による正確な会計帳簿を通じて財務諸表を作成する際の基準を示すものである。

(2) 「費用」及び「収入」の概念

町田市の行政活動は営利を目的としていないため、その成果を、企業会計でいう「費用」と「収益」の合理的な対応」という経済的因果関係でとらえて損益計算書を作成することは適当ではない。したがって、本基準においては、企業会計における「収益」という概念ではなく、町田市の行政活動の実施に伴い発生した「費用」とその財源としての「収入」という概念を用いて、両者の対応関係及びその差額を明らかにすることとした。

(3) 「費用」及び「収入」の計上基準

「費用」及び「収入」の計上基準として、現金主義ではなく、発生主義を採用する。したがって、「費用」及び「収入」は、現金の支出時点及び収入時点において計上されるのではなく、その取引や事象が当該会計期間に発生した時点において計上される。

(4) 「資産」及び「負債」の計上

貸借対照表には、町田市が所有する財産（換金価値のある実物財産及び法的権利）及び町田市が負担する法律上の債務だけでなく、発生主義会計に基づく「資産」及び「負債」を計上する。

2 財務諸表の体系

町田市の財務諸表の体系は、貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、純資産変動計算書及びこれらに関連する事項についての附属明細書とする。

3 基本的作成方法

財務諸表の作成に当たっては、公有財産台帳等の計数を基本として開始貸借対照表を作成する。それ以後は、複式簿記による記帳方法を用いて正確な会計帳簿を継続し、期末に公有財産台帳等との照合その他の決算整理手続を経て、財務諸表を作成する。

4 作成基準日

作成基準日は、会計年度末（3月31日）とする。ただし、会計年度末から地方自治法第235条の5に定める出納の閉鎖までの期間（以下「出納整理期間」という。）における歳入及び歳出並びにそれに伴う資産及び負債の増減等を反映した後の計数をもって会計年度末の計数とする。

5 計数の単位

財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、円単位とする。ただし、必要に応じ、百万円や億円等他の単位をもって表示することができる。

第2章 貸借対照表

1 作成目的等

(1) 作成目的

貸借対照表は、基準日時点における町田市の資産、負債及び純資産の状況を明らかにすることを目的として作成する。

(2) 作成方法

貸借対照表は、会計帳簿に記録された各勘定の残高のうち、資産勘定、負債勘定及び純資産勘定の次期繰越高を集計することにより作成する。

2 作成基準

(1) 区分及び分類

貸借対照表は、「資産の部」、「負債の部」及び「純資産の部」の3つの部に区分する。

また、資産項目と負債項目については一年基準にしたがって、基準日の翌日から1年以内に回収又は履行の期限が到来するものを流動資産又は流動負債とし、それ以外のものを固定資産又は固定負債として分類する。

(2) 配列

配列については流動性配列法を採用する。

3 資産項目

資産については、現金預金、未収金、有形固定資産、無形固定資産、重要物品、投資その他の資産等を計上し、その形態を表す科目によって表示する。

また、貸借対照表価額については取得原価を基本として算定するが、町田市にはインフラ資産等企业会計にはない資産概念が存在することから、それぞれの資産の所有目的に応じた評価基準及び評価方法について別に定めることを妨げない。

(1) 流動資産

① 現金預金

現金預金とは、地方自治法第235条の4に定める普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）をさす。この場合、貨幣及び貨幣代用物のほか、歳計現金の保管形態としての金融機関への短期預金を含むため、一括して現金預金として表示する。

② 未収金

年度末における調定額と収入額との差額をさす。「調定」とは、地方自治法第231条の規定に基づき、収入の原因、債務者、金額等を調査し、決定する行為であり、この「調定」の段階で「収入」を認識する。

i 税未収金

地方税の未収金をいう。

ii 保険料未収金

国民健康保険事業会計における国民健康保険税、介護保険事業会計における介護保険料及び後期高齢者医療事業会計に

おける後期高齢者医療保険料の未収金をいう。

iii その他未収金 i 税未収金、 ii 保険料未収金以外の未収金をいう。

③ 不納欠損引当金

未収金の不納欠損見込額を計上する。不納欠損見込額は、未収金計上金額に、過去の不納欠損実績率等の合理的な基準により算定した引当率を乗じて算定する。ただし、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により算定することができる。

④ 基金積立金

財政調整基金が該当する。財政調整基金は、年度間の財源調整を図り、財政の健全な運用に資するために設けられるものである。その取崩に当たっては、使途が限定されず、比較的機動的な対応ができることから、財政調整基金は流動資産に掲記する。

⑤ 短期貸付金

貸付金のうち、流動資産に区分されるものが該当する。

⑥ 貸倒引当金

短期貸付金のうちの回収不能見込額を計上する。回収不能見込額は、短期貸付金計上金額に、過去の回収不能実績率等の合理的な基準により算定した引当率を乗じて算定する。ただし、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により算定することができる。

⑦ その他流動資産

その他、上記以外の流動資産を計上する。ただし、金額的に重要性があるものについては独立の科目で表示する。

(2) 固定資産

固定資産は、事業用資産、インフラ資産、重要物品、リース資産、建設仮勘定及び投資その他の資産に分類して表示するとともに、事業用資産及びインフラ資産は、各々を有形固定資産及び無形固定資産に区分する。

また、固定資産の評価は取得原価を基礎として算定する。

なお、償却資産については取得原価から減価償却累計額を控除した価額を掲記し、減価償却累計額は科目別に注記する。

(ア) 固定資産に属する科目

① 事業用資産

i 有形固定資産 地方自治法第238条1項各号に定める公有財産のうち、土地、建物及び工作物をさす（ただし、後述の②インフラ資産に属するものを除く。）。

ii 無形固定資産 地方自治法第238条1項各号に定める公有財産のうち、地上権等の用益物権、特許権や著作権等の無体財産及びこれらに準ずる権利が該当し、地上権及びその他無形固定資産に分類して掲記する。

② インフラ資産

- i 有形固定資産 地方自治法第238条1項各号に定める公有財産のうち、道路、橋梁、下水道をいい、これらと一体となって機能する資産を土地、建物又は工作物に分類して掲記する。
- ii 無形固定資産 インフラ資産の有形固定資産に関連する地上権等の用益物権、特許権や著作権等の無体財産及びこれらに準ずる権利が該当し、地上権及びその他無形固定資産に分類して掲記する。

③ 重要物品

地方自治法第239条第1項に定める物品で町田市が所有するもののうち、取得価額が100万円以上のものが該当する。

④ リース資産

ファイナンス・リース取引におけるリース資産が該当する。

⑤ 建設仮勘定

建設又は製作途中にある償却資産をいい、当該資産を取得するために要した支出の累計額を掲記する。

⑥ 投資その他の資産

i 有価証券及出資金

公有財産のうち、国債、株式、出資証券等が該当する。有価証券及出資金は市場価格の有無にかかわらず、取得原価を貸借対照表価額とする。ただし、取引所の相場のあるものについては、時価が著しく下落したときは、回復の見込があると認められる場合を除き時価を付す。

また、取引所の相場のないものについては、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは相当の減額をなす。この強制評価減に係る評価差額については、当該年度の「その他特別費用」として処理する。

ii 長期貸付金

貸付金のうち、固定資産に区分されるものが該当する。

iii 貸倒引当金

長期貸付金のうちの回収不能見込額を計上する。回収不能見込額は、長期貸付金計上金額に、過去の回収不能実績率等の合理的な基準により算定した引当率を乗じて算定する。ただし、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により算定することができる。

iv その他債権

地方自治法第240条に定める債権のうち、保証金、納付金、財産売払代金、損害賠償金等が該当する。

v 基金積立金

基金のうち流動資産に該当するものを除く基金を掲記する。さらに内訳科目として、「特定目的基金」及び「定額運用基金」に分類して表示する。

vi その他投資等

その他、上記以外の投資等が該当する。

(イ) 固定資産の減価償却

- ① 事業用資産及びインフラ資産のうち償却資産については、原則として定額法により残存

価格 1 円まで減価償却を行う。耐用年数等は別途定める基準による。

- ② 無形固定資産である地上権、地役権、特許権、著作権等については、原則として減価償却を行わない。
- ③ 重要物品については、原則として定額法により残存価格 1 円まで減価償却を行う。耐用年数等は別途定める基準による。

4 負債項目

負債については、還付未済金、地方債、借入金、引当金等を計上し、その形態を表す科目によって表示する。

(1) 流動負債

① 還付未済金

過誤納金のうち当該会計年度末までに支払が終了しなかったものをいう。

② 地方債

地方債のうち、翌会計年度の償還予定額が該当する。

③ 短期借入金

短期借入金が該当する。

④ 未払金

未払金が該当する。

⑤ 賞与引当金

「町田市職員の期末手当に関する条例（昭和 33 年 7 月 1 日条例第 34 号）」によって職員に支給される期末手当及び「町田市職員勤勉手当支給規則（昭和 33 年 2 月 1 日規則第 1 号）」によって職員に支給される勤勉手当で翌会計年度に支払うことが予定されているもののうち当期の負担相当額が該当する。

⑥ リース債務

ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、翌会計年度に契約期限が到来するものを計上する。

⑦ その他流動負債

流動負債のうち上記以外のものが該当する。

(2) 固定負債

① 地方債

流動負債に属する地方債を除く地方債を計上する。

② 長期借入金

長期借入金が該当する。

③ 退職手当引当金

退職手当の性格は賃金の後払いであるとの考え方に立ち、既に労務の提供が行われている部分については負債として認識し、「退職手当引当金」として計上する。計上額については、期末要支給額方式で算定する。すなわち、基準日において、在籍する全職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上する。

なお、退職手当引当金の計上基準について注記する。

④ リース債務

ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、流動負債に属するリース債務を除くリース債務が該当する。

⑤ その他固定負債

その他の固定負債が該当する。ただし金額的に重要性があるものについては独立の科目で表示する。

(3) 繰延収益

① 長期前受金

下水道事業会計において、償却資産の資本形成に寄与する支出に対し充当される国庫支出金、都支出金及び一般会計繰入金が該当する。

5 純資産

純資産とは、貸借対照表における資産総額と負債総額の差額をさす。「純資産」は単一の科目として計上し、内訳表示は行わないが、前年度末からの増減額を、「(うち当期純資産増減額)」として、「純資産」の末尾に記載する。

6 貸借対照表の標準的な様式

貸借対照表の標準的な様式は別紙1のとおりとする。

第3章 行政コスト計算書

1 作成目的等

(1) 作成目的

行政コスト計算書は、一会計期間における町田市の行政活動の実施に伴い発生した「費用」を発生主義により認識し、その「費用」と財源としての「収入」との対応関係、及びその両者の差額(以下「収支差額」という。)を明らかにすることを目的として作成する。

(2) 作成方法

行政コスト計算書は、複式簿記による記帳方法により、現金に係る収支の記録を資本取引あるいは損益取引に区分していくことにより作成する。また、発生主義により把握する減価償却費、引当金等の非現金取引を、複式簿記の記帳方法により加減することによって「費用」及び財源としての「収入」を算定して作成する。

2 作成基準

(1) 区分

行政コスト計算書は、通常の活動から発生する「通常収支の部」と、特別の事情により発生する「特別収支の部」とに区分する。「通常収支の部」は、さらに「行政収支の部」と「金融収支の部」とに区分する。

(2) 科目

行政コスト計算書の科目は、日々の予算執行における仕訳を基礎とすることから、費用については町田市における予算の性質別区分に準じて設定し、収入については歳入の予算科目に準じて設定する。

3 計上する項目

(1) 通常収支の部のうち行政収支の部

① 行政収入

- | | |
|-------------|---|
| i 地方税 | 市税が該当する。 |
| ii 地方譲与税 | 地方譲与税が該当する。 |
| iii 地方特例交付金 | 地方特例交付金が該当する。 |
| iv その他交付金等 | 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場等利用税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金が該当する。 |
| v 地方交付税 | 地方交付税が該当する。 |
| vi 保険料 | 国民健康保険事業会計における国民健康保険税、介護保険事業会計における介護保険料及び後期高齢者医療事業会計における後期高齢者医療保険料が該当する。 |
| vii 国庫支出金 | 国庫支出金のうち行政サービス活動に充当されるもの(直接行政サービスに要した経費及び他の区分(社会資本整備等投資活動及び財務活動)に属さない支出に充当される財源とし |

ての収入をさす。以下同じ。) が該当する。

- viii 都支出金 都支出金のうち行政サービス活動に充当されるものが該当する。
- ix 分担金及負担金 分担金及び負担金のうち行政サービス活動に充当されるもの並びに国民健康保険事業会計の療養給付費負担金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び介護保険事業会計の支払基金交付金が該当する。
- x 使用料及手数料 使用料及び手数料が該当する。
- x i 財産収入 財産貸付収入等が該当する。
- x ii 諸収入（受託事業収入） 受託事業収入が該当する。
- x iii 諸収入 収益事業収入、物品売払代金等が該当する。
- x iv 寄附金 寄附金等が該当する。
- x v 繰入金 他会計からの繰入金のうち行政サービス活動に充当されるものが該当する。
- x vi 長期前受金取崩益 長期前受金の当期取崩益が該当する。
- x vii その他行政収入 上記以外の行政収入が該当する。

② 行政費用

- i 人件費 給料、職員手当、共済費等が該当する。
- ii 物件費 委託料、役務費、需用費、使用料及び賃借料等が該当する。ただし、下記に定める維持補修費、扶助費、補助費等及び投資的経費に属するものを除く。
- iii 維持補修費 維持補修費が該当する。ただし、施設の増改築等資産価値を増加させ、又は耐用年数を増加させるものは含まず、それらは資産計上される。
- iv 扶助費 扶助費が該当する。生活扶助や医療扶助等、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、町田市から被扶助者に対して直接支給される経費をさす。
- v 補助費等 補助費等が該当する。他会計、他団体、公営企業等に対する負担金、補助金及び交付金等のうち、町田市の資産の形成につながらないものを計上する。
- vi 繰出金 公営企業会計や他会計に対する繰出金が該当する。
- vii 減価償却費 償却性資産の減価償却費を計上する。
- viii 不納欠損引当金繰入額 「不納欠損引当金」の当期発生額を計上する。
- ix 貸倒引当金繰入額 「貸倒引当金」の当期発生額を計上する。
- x 賞与引当金繰入額 「賞与引当金」の当期発生額を計上する。
- x i 退職手当引当金繰入額 「退職手当引当金」の当期発生額を計上する。
- x ii その他行政費用 上記以外の行政費用を計上する。

(2) 通常収支の部のうち金融収支の部

- (3)
- ① 金融収入
 - i 受取利息及配当金 市預金利子、株式配当金等が該当する。
 - ② 金融費用
 - i 公債費（利子） 地方債の支払利息が該当する。
 - (3) 通常収支差額 行政収支の差額と金融収支の差額の合計額をさす。
 - (4) 特別収支の部
 - ① 特別収入
 - i 固定資産売却益 固定資産（有価証券及出資金を除く）の売却による収入額又は債権額のうち、帳簿価額を上回る額が該当する。
 - ii その他特別収入 有価証券及出資金の売却益、引当金の当期取崩益等が該当する。
 - ② 特別費用
 - i 固定資産売却損 固定資産（有価証券及出資金を除く）の売却による収入額又は債権額のうち、帳簿価額を下回る額が該当する。
 - ii 固定資産除却損 固定資産を除却した場合に、除却直前の帳簿価額全額を計上する。
 - iii 災害復旧費 災害復旧に関する費用を計上する。
 - iv 不納欠損額 当期に不納欠損処理を行った未収金のうち、不納欠損引当金を超える分等を計上する。
 - v 貸倒損失 当期に不納欠損処理を行った貸付金のうち、貸倒引当金を超える分等を計上する。
 - vi その他特別費用 上記以外の特別費用を計上する。
 - (5) 当期収支差額 通常収支差額と特別収支差額との合計額をさす。
 - (6) 一般財源共通調整 一般財源を収入した部において、当該一般財源相当額を減額するために設けられた科目である。
 - (7) 一般財源充当調整 各部の行政サービス活動において投入された一般財源の額を計上する。
 - (8) 一般会計繰入金 「一般会計繰入金」は、特別会計が行政サービス活動及び一般会計繰出金の財源として一般会計から繰り入れた額を計上する。
 - (9) 一般会計繰出金 「一般会計繰出金」は、特別会計が行政サービス活動の財源として一般会計に繰り出した額を計上する。
 - (10) 再計 当期収支差額と、一般財源共通調整及び一般財源充当調整並びに一般会計繰入金及び一般会計繰出金に係る調整を行った後の金額を計上する。

4 行政コスト計算書の標準的な様式

行政コスト計算書の標準的な様式は別紙 2 - 1 から 2 - 3 のとおりとする。

第4章 キャッシュ・フロー計算書

1 作成目的等

(1) 作成目的

キャッシュ・フロー計算書は、資金の流れを「行政サービス活動」、「社会資本整備等投資活動」及び「財務活動」に区分し、各作成単位における区分別の収支の状況を報告することを目的として作成する。

(2) 作成方法

キャッシュ・フロー計算書は、原則として、官庁会計方式による日々の現金収支を「行政サービス活動」、「社会資本整備等投資活動」及び「財務活動」の3区分に並べ替えることにより作成する。

2 作成基準

(1) 区分

キャッシュ・フロー計算書は、「行政サービス活動の部」、「社会資本整備等投資活動の部」及び「財務活動の部」に区分する。

① 「行政サービス活動」によるキャッシュ・フローとは、町田市が直接行政サービスを行うために要した経費（町田市の資本形成に寄与するものを除く。）のほか、他の区分（後述の②社会資本整備等投資活動及び③財務活動）に属さない支出、並びに税込、国庫支出金（社会資本整備等投資活動に充当されるものを除く）、都支出金（社会資本整備等投資活動に充当されるものを除く）、業務収入及び金融収入等の現金収入をさす。

② 「社会資本整備等投資活動」によるキャッシュ・フローとは、固定資産の取得及び売却並びにその財源としての国庫支出金等の受入、現金同等物に含まれない貸付金及び出資金等の投資の取得及び売却並びに基金への繰出及び繰入等に係る現金収入及び支出をさす。

③ 「財務活動」によるキャッシュ・フローとは、外部からの資金の調達及びその償還に係る現金収入及び支出をさす。

なお、行政サービス活動及び社会資本整備等投資活動を総称して行政活動と呼ぶ。

(2) 科目

キャッシュ・フロー計算書に掲記する科目は、日々の予算執行による現金の収支の流れが基本となることから、支出については町田市における一般会計予算の性質別に準じた科目を設定し、収入については歳入の予算科目に準じて設定する。

3 計上する項目

(1) 行政サービス活動

① 収入

i 税込等

地方税、地方譲与税、地方特例交付金、その他交付金、地方交付税が該当する。

- ii 国庫支出金 国庫支出金（行政サービス活動に充当されるもの）が該当する。
- iii 都支出金 都支出金（行政サービス活動に充当されるもの）が該当する。
- iv 業務収入 保険料並びに分担金及負担金（行政サービス活動に充当されるもの並びに国民健康保険事業会計の療養給付費負担金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び介護保険事業会計の支払基金交付金）並びに使用料及手数料並びに財産収入並びに諸収入（受託事業収入）並びに諸収入並びに寄付金並びに繰入金（行政サービス活動に充当されるもの）が該当する。
- v 金融収入 受取利息及配当金が該当する。
- ② 支出
 - i 行政支出 人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び繰出金（資産計上されないもの）が該当する。
 - ii 金融支出 公債費（利子）が該当する。
 - iii 特別支出 災害復旧事業支出（資産計上されないもの）が該当する。
- ③ 行政サービス活動収支差額

行政サービス活動の部の収入と支出との差額をさす。
- (2) 社会資本整備等投資活動
 - ① 収入
 - i 国庫支出金等 国庫支出金（社会資本整備等投資活動に属するもの）、都支出金（同）、分担金及負担金（同）及び繰入金等（同）が該当する。
 - ii 財産収入 財産売却収入（同）が該当する。
 - iii 基金繰入金 基金繰入金（同）が該当する。
 - iv 貸付金元金回収収入 事業収入（貸付金元金回収収入）が該当する。
 - v その他社会資本整備等投資活動収入 上記以外の収入が該当する。
 - ② 支出
 - i 社会資本整備支出 投資的経費が該当する。
 - ii 基金積立金 基金積立金が該当する。
 - iii 貸付金・出資金等 貸付金、繰出金（他会計）、出資金等が該当する。
 - ③ 社会資本整備等投資活動収支差額

社会資本整備等投資活動の部の収入と支出との差額をさす。
- (3) 行政活動キャッシュ・フロー収支差額

行政サービス活動収支差額と社会資本整備等投資活動収支差額との合計額をさす。
- (4) 財務活動
 - ① 収入

- i 地方債 地方債発行による収入をさす。
 - ② 支出
 - i 公債費（元金） 地方債の元本償還による支出をさす。
 - ③ 財務活動収支差額 財務活動の部の収入と支出との差額をさす。
- (5) 収支差額合計 行政活動収支差額と財務活動収支差額との合計をさす。
- (6) 一般財源共通調整 一般財源を収入した部において、当該一般財源相当額を減額するために設けられた科目である。
- (7) 一般財源充当調整 一般財源充当調整の合計額を掲記する。内訳として、行政サービス活動、社会資本整備等投資活動及び財務活動それぞれにおける充当額を記載する。
- (8) 一般会計繰入金 一般会計繰入金を掲記する。内訳として、行政サービス活動、社会資本整備等投資活動及び財務活動それぞれにおける金額を記載する。
- (9) 一般会計繰出金 一般会計繰出金を掲記する。内訳として、行政サービス活動、社会資本整備等投資活動及び財務活動それぞれにおける金額を記載する。
- (10) 前年度からの繰越金 前年度からの繰越金をさす。現金預金の期首残高に相当する。
- (11) 形式収支 (5)「収支差額合計」と(10)「前年度からの繰越金」との合計額をさす。

4 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式

キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は別紙3-1から3-3のとおりとする。

第5章 純資産変動計算書

1 作成目的等

(1) 作成目的

純資産変動計算書は、一会計期間における貸借対照表の純資産の部の項目の変動状況を明らかにすることを目的として作成する。

(2) 作成方法

純資産変動計算書は、純資産の項目ごとの変動状況を、変動要因ごとに区分することにより作成する。

2 作成基準

(1) 区分

純資産の各項目は、前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動要因ごとにその金額を表示する。

(2) 変動要因

固定資産等の増減、地方債等の増減、その他内部取引による増減及び当期収支差額に区分して表示する。

3 計上する項目

① 開始残高相当

本基準に準拠して作成された2012年度期首の貸借対照表作成時に、その性質又は発生原因を明確にすることができないものが該当する。

② 国庫支出金

国庫支出金のうち資本形成に寄与する支出（社会資本の整備等に使われるもの）に充当されるものは、行政コスト計算書上の収入とせずに純資産に直接加算するものとする。

③ 都支出金

都支出金のうち資本形成に寄与する支出（社会資本の整備等に使われるもの）に充当されるものは、行政コスト計算書上の収入とせずに純資産に直接加算するものとする。

④ 負担金及繰入金等

負担金及繰入金等のうち資本形成に寄与する支出（社会資本の整備等に使われるもの）に充当されるものは、行政コスト計算書上の収入とせずに純資産に直接加算するものとする。

⑤ 受贈財産評価額

無償で受け入れた資産は、行政コスト計算書上の収入とせずに純資産に直接加算するものとする。

⑥ 内部取引勘定

会計間又は部間で、固定資産の所管換など、勘定科目の金額の異動があった場合、移し換える勘定科目の相手科目として計上する。なお、項目名は、会計間のものは会計間取引勘定、部間のものは部間取引勘定とする。

⑦ 一般財源充当調整額

各部の社会資本整備等投資活動又は財務活動において投入された一般財源の額を計上する。

⑧ 資産再評価差額

資産の再評価に伴う当該評価対象資産の貸借対照表計上額の増減額が該当する。

⑨ 一般会計繰入金

特別会計が、社会資本整備等投資活動又は財務活動の財源として一般会計から繰り入れた額を計上する。

⑩ その他剰余金

純資産のうち上記に分類されない科目が該当する。

4 純資産変動計算書の標準的な様式

純資産変動計算書の標準的な様式は別紙4-1から4-3のとおりとする。

第6章 注記

町田市の財務諸表には、以下の事項を注記として記載するものとする。

1 重要な会計方針

財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法をいい、財務諸表作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。

- ① 有形固定資産の減価償却の方法
- ② 有価証券及出資金の評価基準及び評価方法
- ③ 引当金の計上基準
- ④ その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

2 重要な会計方針の変更

重要な会計方針を変更した場合、次に掲げる事項を記載する。

- ① 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、理由及び当該の変更が財務諸表に与えている影響の内容
- ② 表示方法を変更した場合には、その内容
- ③ キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該キャッシュ・フロー計算書に与えている影響の内容

3 重要な後発事象

会計年度終了後、財務諸表を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の財務状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載する。

- ① 主要な業務の改廃
- ② 組織・機構の大幅な変更
- ③ 地方財政制度の大幅な改正
- ④ 重大な災害等の発生
- ⑤ その他重要な後発事象

4 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する。

- ① 債務保証または損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの
- ② 係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの
- ③ その他主要な偶発債務

5 追加情報

財務諸表の内容を理解するために必要と認められる次に掲げる事項を記載する。

- ① 出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨及び出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨

- ② 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
- ③ 繰越事業に係る将来の支出予定額
- ④ 一時借入金等の実績額等
- ⑤ その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項
- ⑥ 有形固定資産のうち売却可能資産

6 その他

(1) 貸借対照表関係

- ① 固定資産の減価償却累計額
- ② 有価証券及出資金及び貸付金の内訳
- ③ 地方債及び借入金の償還予定額
- ④ その他定める事項

(2) 行政コスト計算書関係

- ① 収入科目の内容及び計上基準
- ② その他定める事項

(3) キャッシュ・フロー計算書関係

- ① 財務活動における地方債収入の内訳
- ② 行政コスト計算書の当期収支差額と、キャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との差額の内訳
- ③ その他定める事項

(4) 純資産変動計算書関係

- ① 純資産の変動に重大な影響を及ぼす財産の移管等
- ② その他定める事項

第7章 附属明細書

財務諸表の内容を補足するため、有形固定資産及び無形固定資産附属明細書など必要な附属明細書を作成する。有形固定資産及び無形固定資産附属明細書の標準的な様式は、別紙5のとおりとする。

附 則

この基準は、2012年4月1日より施行する。

貸借対照表

別紙 1

(平成 年 月 日現在)

科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金預金		還付未済金	
未収金		地方債	
税未収金		短期借入金	
保険料未収金		未払金	
その他未収金		賞与引当金	
不納欠損引当金		リース債務	
基金積立金		その他流動負債	
財政調整基金		II 固定負債	
短期貸付金		地方債	
貸倒引当金		長期借入金	
その他流動資産		退職手当引当金	
II 固定資産		リース債務	
1 事業用資産		その他固定負債	
1 有形固定資産		III 繰延収益	
土地		長期前受金	
建物			
工作物			
2 無形固定資産			
地上権			
その他無形固定資産			
2 インフラ資産			
1 有形固定資産			
土地			
建物			
工作物			
2 無形固定資産			
地上権			
その他無形固定資産			
3 重要物品			
4 リース資産			
5 建設仮勘定			
6 投資その他の資産			
有価証券及出資金			
長期貸付金			
貸倒引当金			
その他債権			
基金積立金			
特定目的基金			
定額運用基金			
その他投資等			
		負債の部合計	
		純資産の部	
		純資産	
		(うち当期純資産増減額)	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

注記 有形固定資産のうち売却可能資産

千円

行政コスト計算書（一般会計）

別紙 2

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

科 目	金額(円)
通常収支の部	
I 行政収支の部	
1 行政収入	
地方税	
地方譲与税	
地方特例交付金	
その他交付金等	
地方交付税	
保険料	
国庫支出金	
都支出金	
分担金及負担金	
使用料及手数料	
財産収入	
諸収入（受託事業収入）	
諸収入	
寄附金	
繰入金	
長期前受金取崩益	
その他行政収入	
2 行政費用	
人件費	
物件費	
維持補修費	
扶助費	
補助費等	
繰出金	
減価償却費	
不納欠損引当金繰入額	
貸倒引当金繰入額	
賞与引当金繰入額	
退職手当引当金繰入額	
その他行政費用	
行政収支差額	
II 金融収支の部	
1 金融収入	
受取利息及配当金	
2 金融費用	
公債費（利子）	
金融収支差額	
通常収支差額	
特別収支の部	
1 特別収入	
固定資産売却益	
その他特別収入	
2 特別費用	
固定資産売却損	
固定資産除却損	
災害復旧費	
不納欠損額	
貸倒損失	
その他特別費用	
特別収支差額	
当期収支差額	

キャッシュ・フロー計算書（一般会計）

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

別紙 3

科 目	金額（円）
I 行政サービス活動	
税金等	
地方税	
地方譲与税	
地方特例交付金	
その他交付金	
地方交付税	
国庫支出金	
都支出金	
業務収入	
保険料	
分担金及負担金	
使用料及手数料	
財産収入	
諸収入（受託事業収入）	
諸収入	
寄附金	
繰入金	
金融収入	
受取利息及配当金	
行政支出	
人件費	
物件費	
維持補修費	
扶助費	
補助費等	
繰出金	
金融支出	
公債費（利子）	
特別支出	
災害復旧事業支出	
行政サービス活動収支差額	

科 目	金額（円）
II 社会資本整備等投資活動	
国庫支出金等	
国庫支出金	
都支出金	
分担金及負担金	
繰入金等	
財産収入	
財産売払収入	
基金繰入金	
財政調整基金	
特定目的基金	
定額運用基金	
貸付金元金回収収入	
その他社会資本整備等投資活動収入	
社会資本整備支出	
投資的経費	
基金積立金	
財政調整基金	
特定目的基金	
定額運用基金	
貸付金・出資金等	
貸付金	
繰出金（他会計）	
出資金	
社会資本整備等投資活動収支差額	
行政活動キャッシュ・フロー収支差額	
III 財務活動	
財務活動収入	
地方債	
財務活動支出	
公債費（元金）	
財務活動収支差額	
収支差額合計	
前年度からの繰越金	
形式収支	

純資産変動計算書（一般会計）

別紙 4

自 平成 年 月
至 平成 年 月

（金額：円）

	純 資 産								合 計
	開始 残高 相当	国庫 支出 金	都 支 出 金	負 担 金 及 繰 入 金 等	受 贈 財 産 評 価 額	会 計 間 取 引 勘 定	資 産 再 評 価 差 額	そ の 他 剩 余 金	
前期末残高									
当期変動額									
固定資産等の増減									
地方債等の増減									
その他内部取引による増減									
当期収支差額									
当期末残高									

有形固定資産及び無形固定資産附属明細書

別紙 5

区分	前期末残高(円)	当期増加額(円)	当期減少額(円)	当期 減価償却費(円)	評価差額 (当期発生分)(円)	当期末残高(円)	当期末減価償却累 計額(円)
事業用資産							
有形固定資産							
土地							
建物							
工作物							
小計							
無形固定資産							
地上権							
その他無形固定資産							
小計							
インフラ資産							
有形固定資産							
土地							
建物							
工作物							
無形固定資産							
地上権							
その他無形固定資産							
小計							
計							